

第3次苅田町地域福祉計画 第5次苅田町地域福祉活動計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）



誰もが心豊かに
安心して暮らせるまちづくり

令和6年3月
苅田町
苅田町社会福祉協議会

はじめに

今日の地域社会では、少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域における支え合いの基盤が弱体化傾向にあります。また、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮世帯などの抱える課題が、分野を超えて複雑化、複合化しており、対応が困難なケースも増加傾向にあります。

こうした状況において、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心できる生活を営むためには、日ごろから身近な地域での関わりを通じて相互理解や地域共生の意識を深め、地域住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で役割を分担してまち全体で協力し合いながら支援していく体制が必要となります。

このたび、前計画の計画期間が満了となることから、実施状況を検証し、現在の課題を踏まえて、今後の地域福祉を推進していくうえでの指針とするため「第3次苅田町地域福祉計画・第5次苅田町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念を引き継いで「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「支え合いの地域づくり」「地域を支える人づくり」「課題解決のしくみづくり」を基本目標に掲げ、地域福祉のさらなる推進を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました苅田町地域福祉推進委員をはじめ、住民ワークショップへ参加くださった皆様、住民アンケートや団体アンケート、ヒアリングにご協力いただきました多くの町民の皆様や関係機関の皆様に対して、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

苅田町長 遠 田 孝 一

はじめに

近年、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、地域においては、高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮世帯に加え、孤独や孤立の問題、激甚化する災害、ひきこもり等、人とふれあう機会の減少や地域生活課題の複雑化・複合化が懸念されています。

このような状況の中、新たに苅田町の地域福祉推進の具体策をまとめた「第3次苅田町地域福祉計画・第5次苅田町地域福祉活動計画」が策定されました。本計画は、高齢者の比率が急速に高まり、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になる2025年、そして、勤労世代が大きく減少する中、団塊ジュニアがすべて60歳代後半になり、高齢者の人口がピークを迎える2040年の社会の姿を見据えたものです。

また、今回の計画策定にあたっては、前回（平成31年度～令和5年度）の計画と同様、小学校区ごとに活動している「つながり隊」が中心となり、地域の課題やその課題解決に向けた取り組みを話し合いながら、活動スローガンや活動目標、「つながり隊目標（地区福祉計画）」を策定しました。

本計画の実現には、国全体で進めている「地域共生社会」のあり方にも大きな関わりがあります。誰もが取り残されないように「お互い様」のご近所付き合いのご縁を深め、普段の生活の中で自然に見守ることができる地域の実現が喫緊の課題なのです。そのため地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会は、住民の皆様や行政、関係機関・団体等と手を取り合い、本計画の基本理念でもある「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を進めていきたいと思えます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見いただきました、地域福祉推進委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリングにご協力いただきました、小地域福祉活動推進地区やボランティア団体、関係機関の皆様、かんだ未来ふくし会議（住民ワークショップ）にご参加いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

苅田町社会福祉協議会
会長 竜 口 隆 三

目次

第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 計画の概要	2
1 背景と目的	2
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画（地区福祉計画）策定方針	3
3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画策定の手法	7
第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況	11
第3章 第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の総評	25
第4章 基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 計画の体系	36
4 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関連性	37
第5章 具体的な取組み	38
基本目標1 支え合いの地域づくり	38
基本方針1 身近な地域での支え合い	38
基本方針2 ボランティア活動の促進	41
基本方針3 地域における交流・居場所づくり	45
基本方針4 安心安全に暮らせる環境づくり	48
基本目標2 地域を支える人づくり	53
基本方針1 広報・啓発活動の推進	53
基本方針2 福祉教育の推進	55
基本方針3 ボランティア人材の発掘・育成	57
基本方針4 福祉を担う人材の育成	59
基本目標3 課題解決のしくみづくり	61

基本方針 1 相談支援体制の充実	61
基本方針 2 権利擁護の推進	66
基本方針 3 福祉サービスの適切な情報提供	69
第6章 地域福祉活動計画（地区福祉計画）の総評	72
1 苅田小学校区	72
2 馬場小学校区	73
3 南原小学校区	74
4 与原小学校区	75
5 片島小学校区	76
6 白川小学校区	77
第7章 つながり隊目標（地区福祉計画）の展開	78
苅田小学校区	79
馬場小学校区	80
南原小学校区	81
与原小学校区	82
片島小学校区	83
白川小学校区	84
第8章 計画の推進方法	85
1 計画の普及啓発	85
2 町と社会福祉協議会との連携	85
3 計画の実践と進行管理	85
 第2部 自殺対策計画	
第1章 計画策定の趣旨等	88
1 自殺対策計画の趣旨	88
2 計画の位置づけと期間	88
3 計画の数値目標	89
第2章 苅田町の自殺の現状	90

第3章 自殺対策の基本的な考え方	92
第4章 自殺対策の取組み.....	93
1 取り組む5つの基本施策と4つの重点施策	94
2 5つの基本施策	95
3 4つの重点施策	100
4 主な評価指標と検証・評価.....	105
5 自殺対策の担当課	105
資料編.....	107
1 用語一覧.....	107
2 地域福祉推進委員会名簿	111
3 計画策定の経過状況	112

第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 計画の概要

1 背景と目的

少子高齢・人口減少が進む現代において、地域住民の暮らしの中で生じている課題は、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースが増加しています。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域福祉活動においても、今までのように集い、ふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。加えて、近年多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的なつながりを強化し、安心して生活できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても考えていく必要があります。

こうした背景から、国は令和3年4月施行された改正社会福祉法に基づき、属性や世代を問わない一体的な支援体制の創設を目指した「重層的支援体制整備事業」を新たに創設し、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みづくりを求めています。

また、SDGs達成のための取り組みも進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、地域福祉における目標でもあります。

荻田町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、本計画を策定します。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画（地区福祉計画）策定方針

（1）地域福祉計画とは

苅田町では、「第5次苅田町総合計画」（令和3年度～令和12年度）において、目指すべき将来都市像を『「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 苅田』と定め、町、住民、企業、学生、障がいのある人、高齢者、外国人、各団体等、苅田町に関わる「一人ひとり」が個性を活かし、元気・健康・いきいきとした「輝く」存在になれるような魅力あるまちづくりを目指しています。

この地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本として策定するもので、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策を定めるものです。

つまり、年齢や性別、国籍や障がいの有無を問わず、住民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、地域や家庭の中で安心して生活するために必要な支援の仕組みを確立させるとともに、住民・地域・町のそれぞれの役割を明確にして、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画とします。

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（２）地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会を中核として、地域住民や当事者団体、自治会、小地域福祉活動推進組織、地域内のボランティア、NPO や福祉サービス事業者など、地域福祉推進に関わる幅広い関係者が協力して、住民・民間の立場から地域の福祉課題を解決するための活動及び行動方針を示した計画です。

さらなる福祉の向上のため、「第3次地域福祉活動計画」より「地域福祉計画」と一体的に策定しています。

また、地域の福祉課題の解決のため、第4次計画に引き続き「助け合い・支えあいの地域づくり」を計画的に推進していく事を目的に「地区福祉計画」を作成しました。

「地区福祉計画」は、小学校区ごとの「つながり隊」が中心となり、地域の課題やその課題解決に向けた取組みを話し合い、より住みやすい地域づくりの目標を定めたものです。

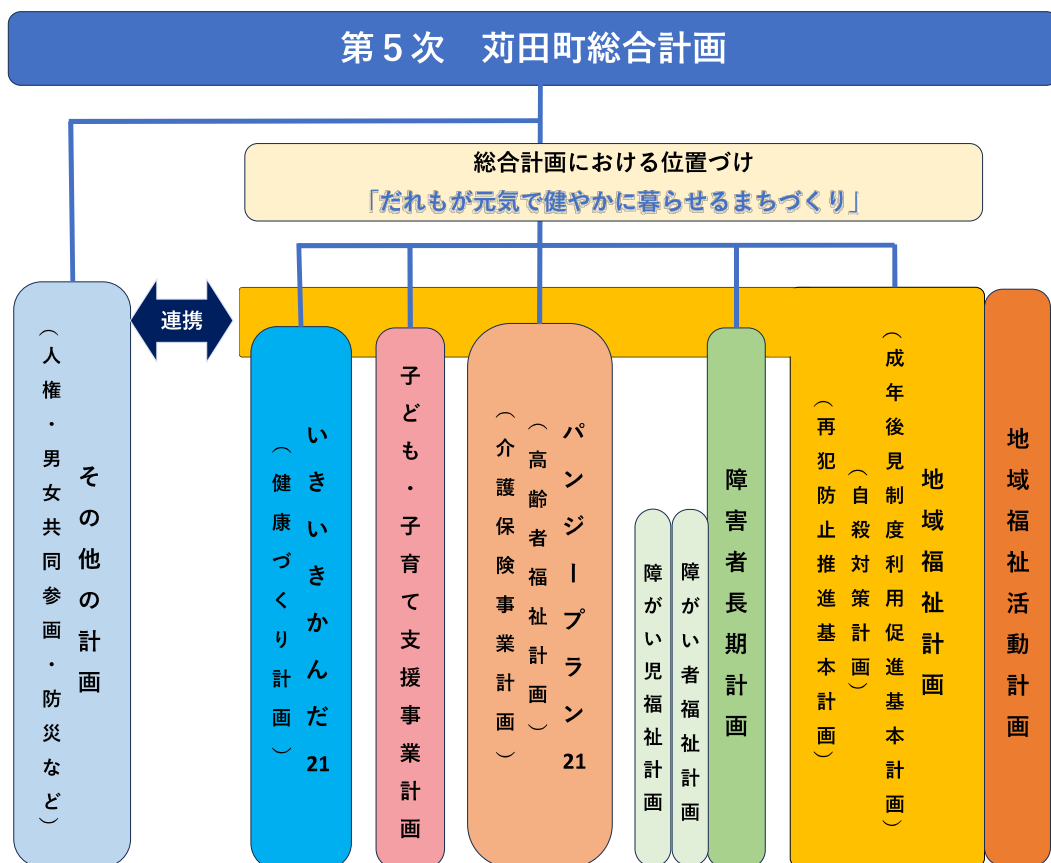
3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、高齢者、障がいのある方及び子どもなどの個別分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題を捉え、その解決を図る計画です。

そのため、保健・福祉の分野別計画との整合性と人権・男女共同参画・防災など町のその他の計画との連携にも配慮しながら策定します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「再犯防止推進基本計画」及び自殺対策基本法13条に基づく「自殺対策計画」を一体的に盛り込んだ計画として策定しています。

<地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ図>



4 計画の期間

両計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5ヵ年とします。

ただし、取り巻く情勢の急激な変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

＜他の計画との関係性＞

年度 計画名	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
荻田町総合計画	第4次 後期					第5次 前期					第5次 後期（予定）		
地域福祉計画	第1次			第2次					第3次 本計画期間				
自殺対策計画				第1次			※第2次計画は地域福祉計画と一体的に作成						
地域福祉活動計画	第3次			第4次					第5次 本計画期間				
障害者長期計画	第2期	第3期							第4期				
障がい者福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期（予定）				
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期（予定）				
パンジープラン21 （高齢者福祉計画） （介護保険事業計画）	第6期		第7期			第8期			第9期（予定）				
子ども・子育て支援 事業計画	第1次				第2次					第3次（予定）			
いきいきかんだ21 健康づくり計画	第2期												

5 計画策定の手法

本計画の策定にあたっては、苅田町と社会福祉協議会が協力して策定することを前提とし、住民主体の計画づくりとなるよう心掛けてきました。

（１）地域福祉推進委員会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を目指すため、地域福祉推進委員会が中心となって、計画を策定しました。委員会は、各地域の代表者、保健・福祉関係者、教育関係者、学識経験者などで組織され、計画策定に必要な意見や提案を提言していただきました。

（２）地域福祉計画実務者会議の設置

苅田町の福祉などを取り巻く課題や解決策の論点の整理、調査研究や、推進委員会の協議の内容を検討するため、庁内関係課長と職員及び社会福祉協議会の職員で組織しました。

（３）住民アンケート（意識調査）の実施

苅田町地域福祉計画・地域福祉活動計画を見直すにあたり、既存データでは把握困難な実態を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に、令和４年度に住民アンケート（意識調査）を実施しました。

〈住民アンケート（意識調査）の概要〉

実施期間	令和４年１２月６日（火）～令和４年１２月２０日（火）
実施方法	郵送
対象者の抽出方法	苅田町にお住まいの１８歳以上の方から無作為抽出
配布数	２,０００件
有効回答数/ 有効回答率	５６８件／２８.４％

(4) 関係団体アンケート、ヒアリングの実施

地域の関係団体の活動状況や課題を把握するために、民生委員・児童委員をはじめ、地域団体やボランティア団体、福祉関係団体などにアンケート及びヒアリングを実施しました。

〈関係団体アンケート、ヒアリングの概要〉

実施期間	令和5年5月8日（月）～令和5年6月16日（金）
実施方法	【アンケート】郵送 【ヒアリング】団体事業所又は苅田町役場・苅田町社会福祉協議会で実施
実施団体（人）	【アンケート】小地域福祉活動、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループなど 96 団体 【ヒアリング】地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、スクールソーシャルワーカーなど 23 団体

(5) 住民ワークショップの開催

自分たちの地域の未来がよりよくなるための活動や地域をとりまく福祉課題を考える「かんだ未来ふくし会議」を町内6小学校区で合計9日間にわたり開催しました。（馬場小学校区・片島小学校区・白川小学校区は豪雨により開催が1回中止）

〈住民ワークショップの概要〉

小学校区	開催日 (時間はいずれも9:00～11:30)	開催場所	参加人数
苅田小学校区	令和5年6月24日（土）	北公民館	26人
	令和5年7月8日（土）		26人
馬場小学校区	令和5年7月15日（土）	三原文化会館	23人
南原小学校区	令和5年6月24日（土）	三原文化会館	23人

	令和5年7月8日（土）		21人
与原小学校区	令和5年6月24日（土）	小波瀬 C.C	27人
	令和5年7月8日（土）		29人
片島小学校区	令和5年7月15日（土）	片島 C.C	16人
白川小学校区	令和5年7月15日（土）	西部公民館	16人

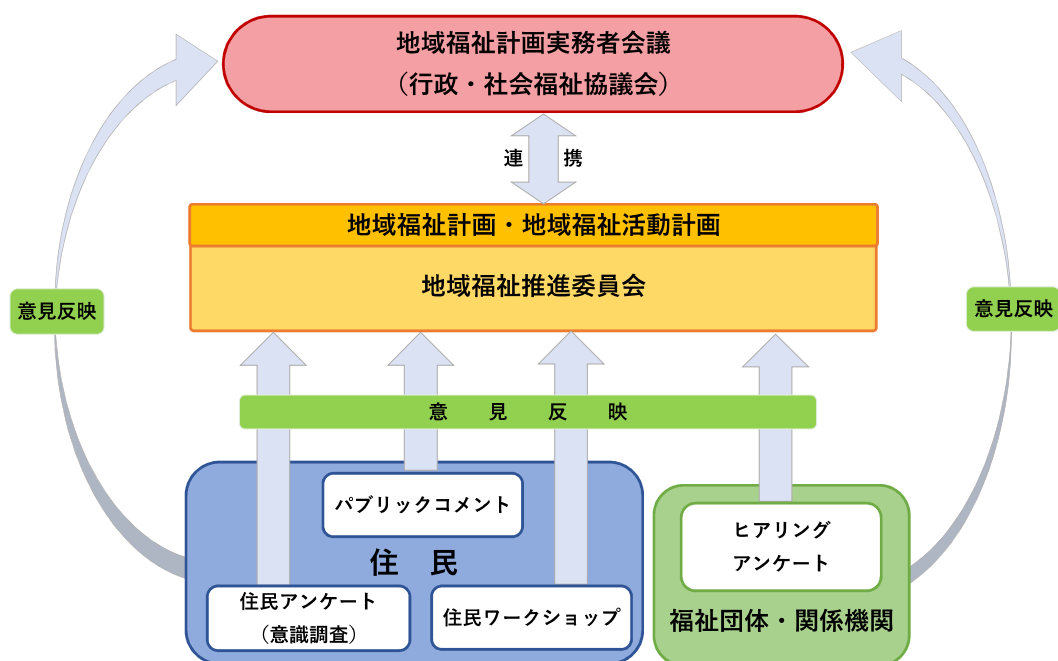
（6）パブリックコメント（意見公募）の実施

本計画の原案を公表し、町民から意見や提案を募集することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

〈パブリックコメントの概要〉

実施期間	令和6年2月16日（金）～令和6年2月27日（火）
実施方法	苅田町ホームページで原案を掲載

＜計画策定のイメージ＞



第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況

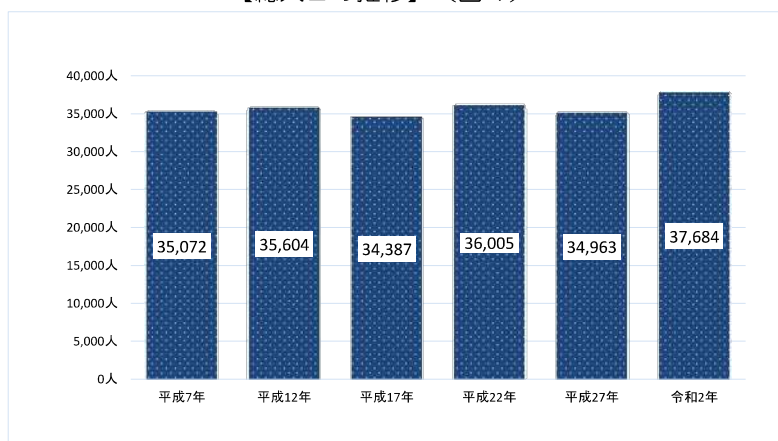
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口割合

苅田町の総人口は、平成7年から令和2年までの間、増減を繰り返していますが、令和2年にはこの期間で最も多い37,684人となっており、平成7年と令和2年との比較では、2,612人増加しています。（図1）

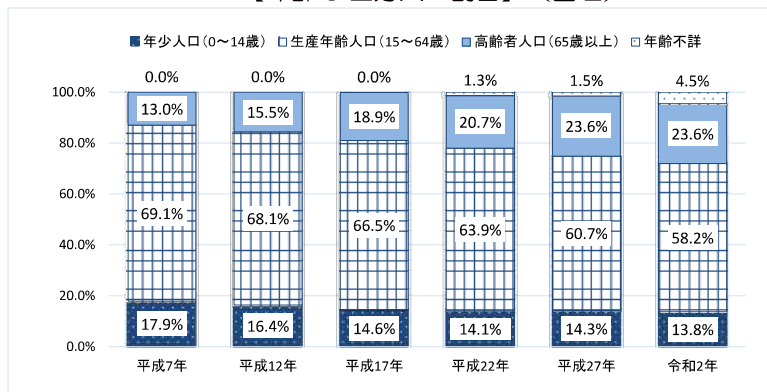
年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しており、令和2年で23.6%と、およそ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。（図2）

【総人口の推移】（図1）



資料：国勢調査

【年齢3区分人口割合】（図2）



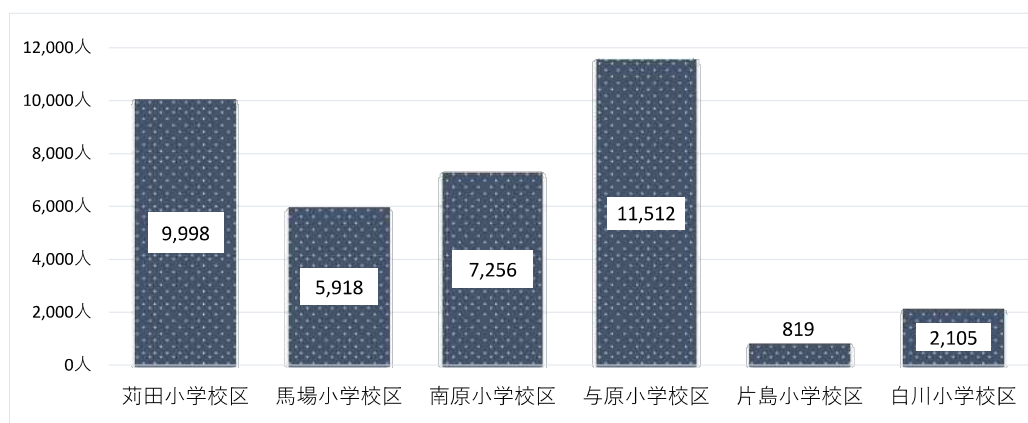
資料：国勢調査

② 校区別人口・校区別年齢3区分別人口割合

令和5年3月31日現在の校区別人口をみると、与原小学校区が11,512人と最も多く、片島小学校区が819人と最も少なくなっています。（図3）

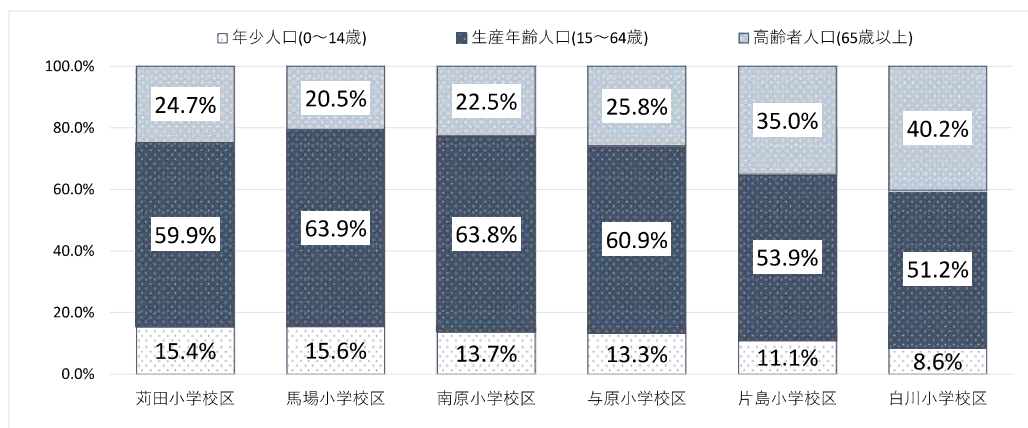
校区別年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は馬場小学校区（15.6%）が最も高く、白川小学校区（8.6%）が最も低くなっています。全ての校区において高齢者人口（65歳以上）が年少人口を上回っており、特に白川小学校区（40.2%）や片島小学校区（35.0%）での高齢化が顕著です。（図4）

【校区別人口】（図3）



資料：荻田町（令和5年3月31日）

【校区別年齢3区分別人口割合】（図4）



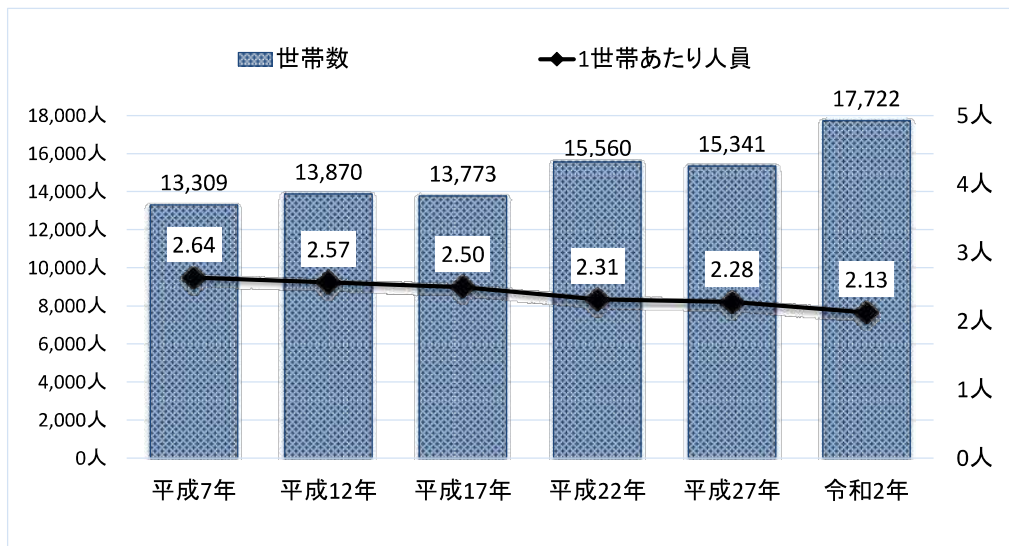
資料：荻田町（令和5年3月31日）

③ 総世帯数・1世帯あたり人員

苅田町の総世帯数は、総人口と同様に、平成7年から令和2年までの間、増減を繰り返していますが、令和2年にはこの期間で最も多い17,722世帯となっており、平成7年と令和2年との比較では、4,413世帯増加しています。一方、世帯あたり人員は年々減少しており、令和2年には2.13人と世帯規模は縮小しています。（図5）

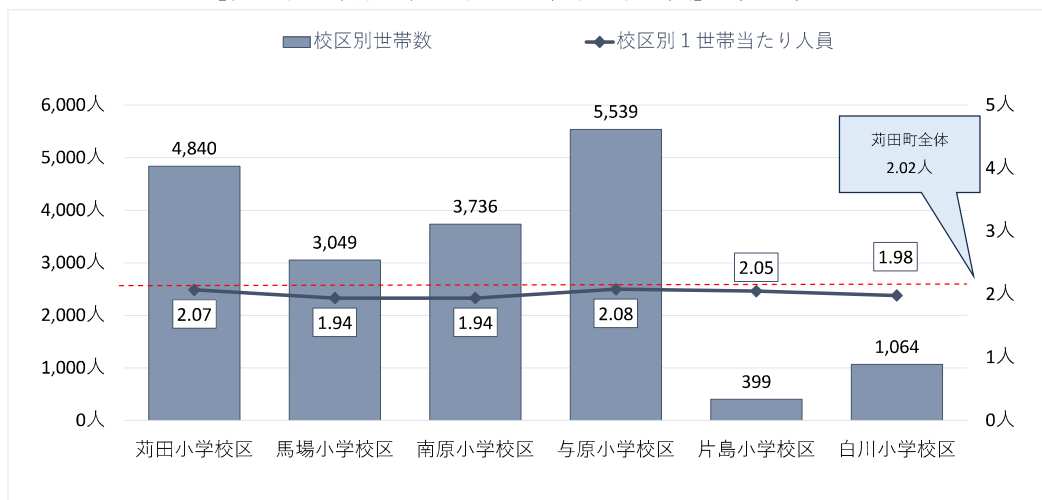
また、校区別の世帯数は、与原小学校区（5,539世帯）が最も多く、片島小学校区（399世帯）が最も少なくなっています。（図6）

【総世帯数・1世帯あたり人員】（図5）



資料：国勢調査

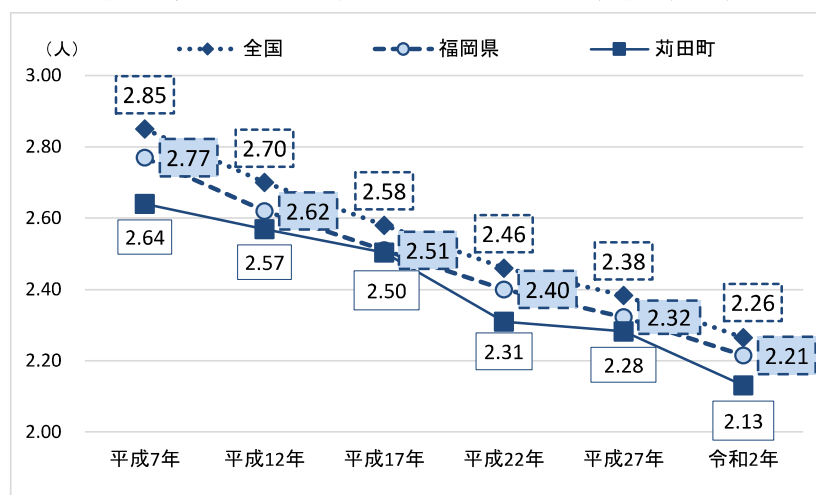
【校区別世帯数・校区別1世帯あたり人員】（図6）



資料：苅田町（令和5年3月31日）

また、1世帯あたり人員を全国・福岡県と比較するとほぼ同水準で推移しており、全国的な傾向と同様に、世帯規模は縮小を続けています。（図7）

【1世帯あたり人員（全国・福岡県との比較）】（図7）

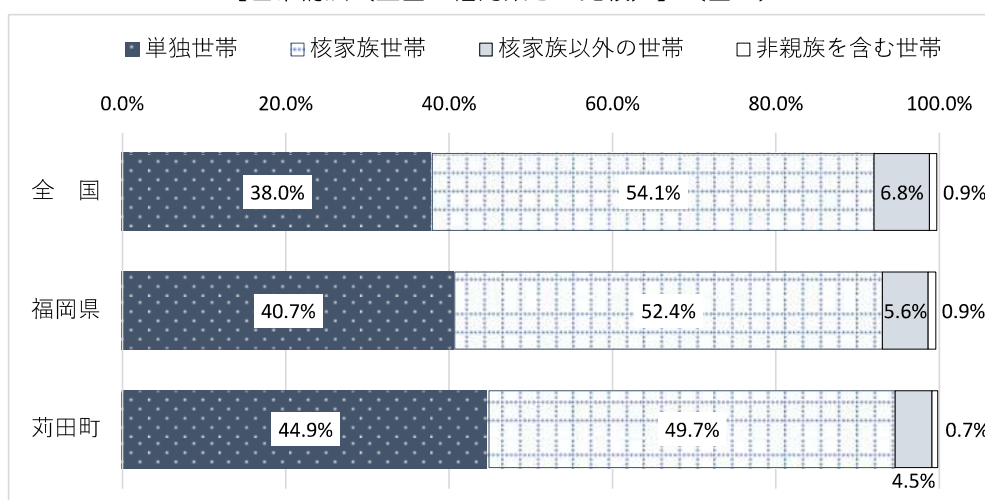


資料：国勢調査

④ 世帯構成

苅田町の世帯構成を全国・福岡県と比較すると、単独世帯が44.9%と全国・福岡県と比べて高くなっています。（図8）

【世帯構成（全国・福岡県との比較）】（図8）



資料：国勢調査（令和2年）

※非親族を含む世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親世帯。

第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況

	一般世帯数	単独世帯	親族のみ世帯					非親族を含む世帯
			核家族世帯				核家族以外の世帯	
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
全国	55,704,949	21,151,042	11,158,840	13,949,190	738,006	4,264,535	3,779,018	504,194
	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%
福岡県	2,318,479	942,993	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570
	100.0%	40.7%	19.0%	23.9%	1.2%	8.2%	5.6%	0.9%
苅田町	17,684	7,941	3,150	4,238	197	1,205	793	124
	100.0%	44.9%	17.8%	24.0%	1.1%	6.8%	4.5%	0.7%

資料：国勢調査（令和2年）

※一般世帯とは、（１）住居と生計をともにしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、（２）（１）の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りるの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、（３）会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

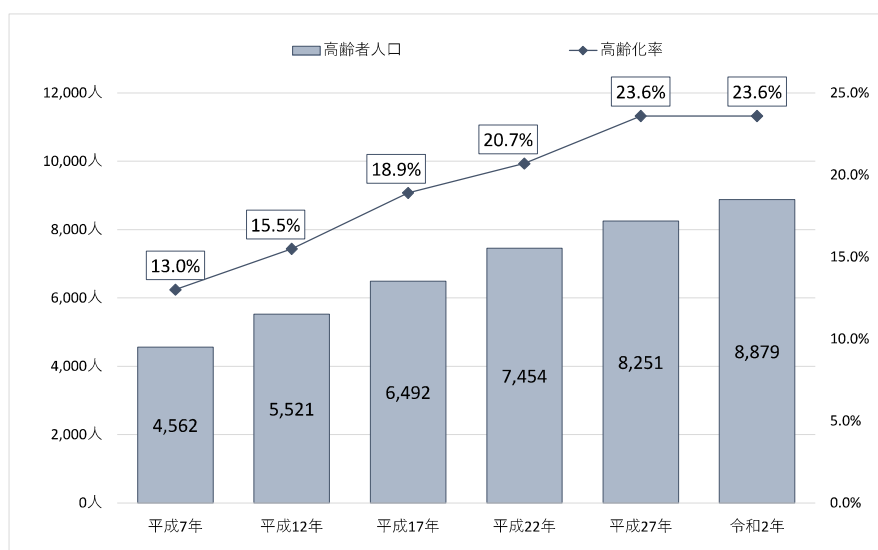
（２）高齢者の状況

① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成7年の4,562人から令和2年では8,879人と、25年間で4,317人増加しています。高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も平成7年の13.0%から令和2年では23.6%と、25年間で10.6ポイント高くなっています。（図9）

校区别高齢者人口をみると、おおむね校区别人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。校区别高齢化率をみると、白川小学校区（40.2%）、片島小学校区（35.0%）で特に高くなっています。（図10）

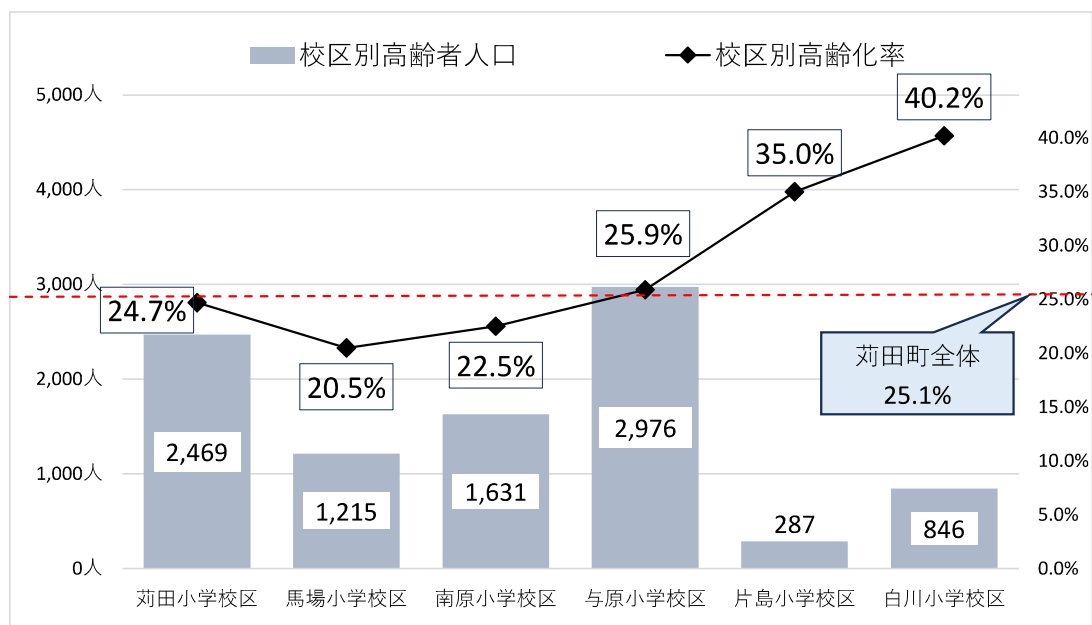
【高齢者人口・高齢化率】（図9）



資料：国勢調査

第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

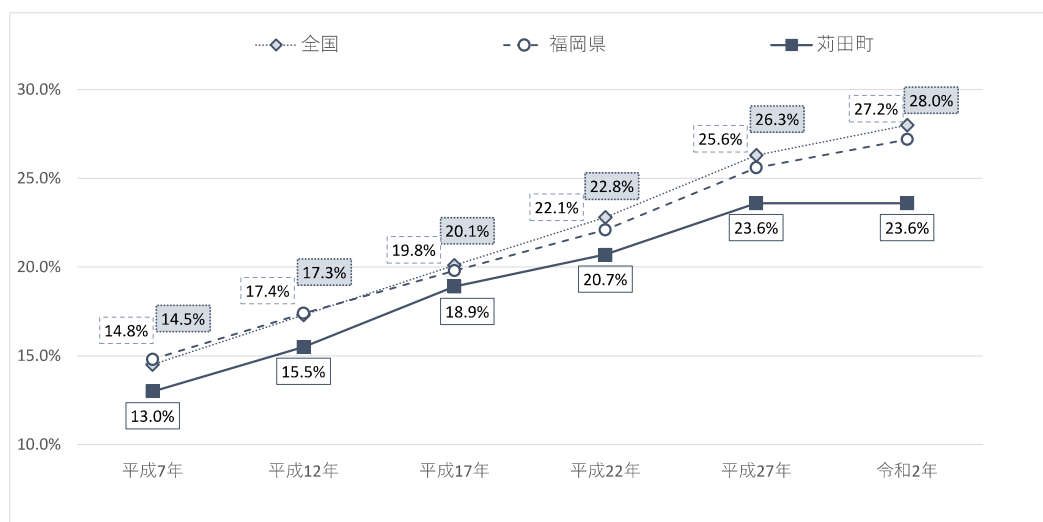
【校区別高齢者人口・校区別高齢化率】（図10）



資料：荻田町（令和5年3月31日）

また、荻田町の高齢化率を全国・福岡県と比較すると、荻田町はやや低い水準で推移しています。（図11）

【高齢化率の推移（全国・福岡県との比較）】（図11）

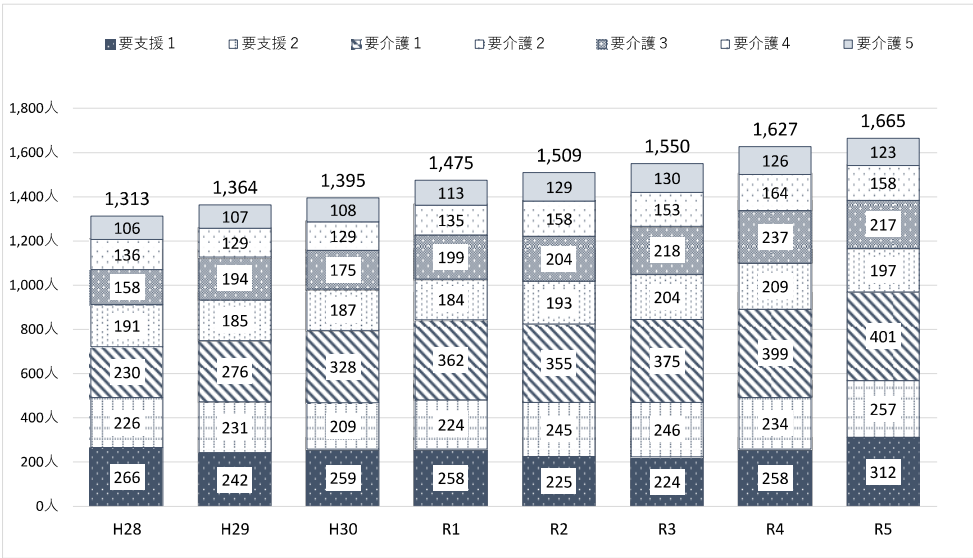


資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、年々増加しており、特に要支援 1 から要介護 1 までの軽度者の増加が顕著です。（図 12）

【要介護認定者数の推移】（図 12）



資料：介護保険事業報告（各年 3 月 31 日）

③ 在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者との年代が同居する高齢者同居世帯が最も多く、平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間で 1.25 倍増加しています。（図 13）

【在宅高齢者世帯の状況】（図 13）

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者単身世帯	598	851	1,079	1,400	1,594	1,683
高齢者夫婦世帯	814	1,061	1,254	1,429	1,654	1,869
高齢者同居世帯	1,765	1,804	1,941	2,059	2,121	2,205

※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯。

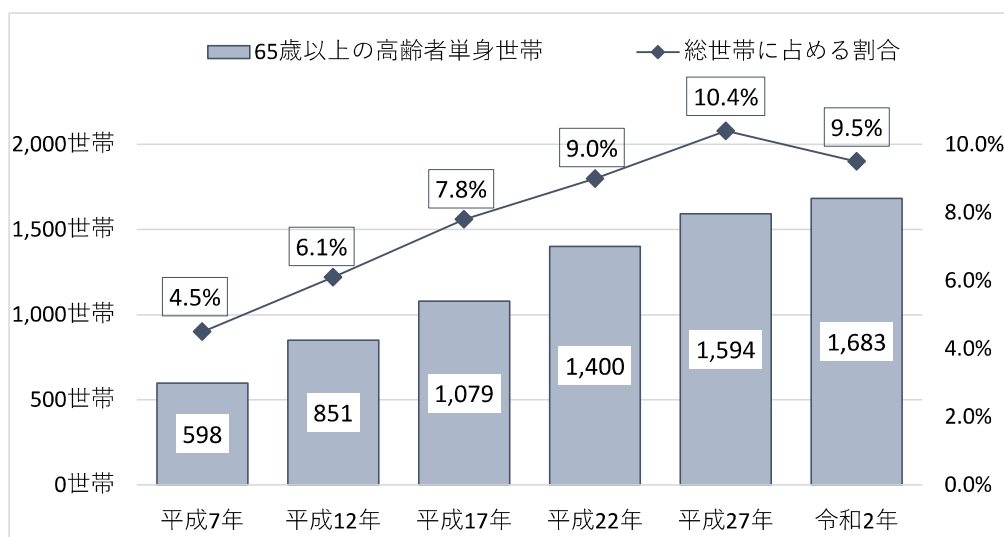
資料：国勢調査

④ 65 歳以上の高齢者単身世帯の推移

65 歳以上の高齢者単身世帯は、平成 7 年の 598 世帯から令和 2 年には 1,683 世帯に増加しています。総世帯に占める高齢者単身世帯の割合は、平成 27 年まで上昇を続けていましたが、令和 2 年は若干低下しています。（図 14）

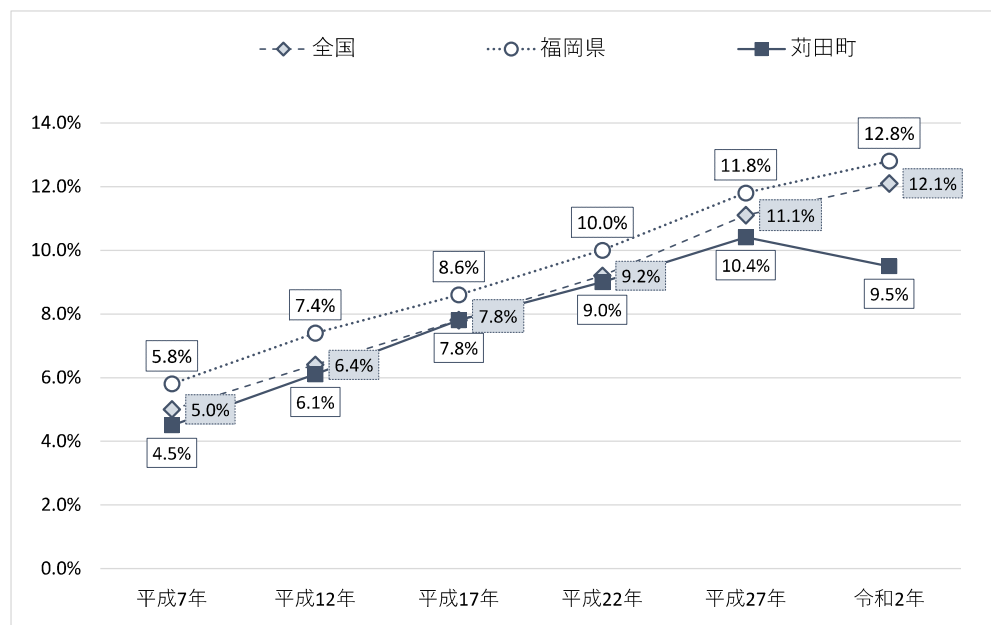
また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・福岡県と比較すると若干低い水準で推移しています。（図15）

【65歳以上の高齢者単身世帯の推移】（図14）



資料：国勢調査

【総世帯に占める高齢者単身世帯の推移（全国・福岡県との比較）】（図15）



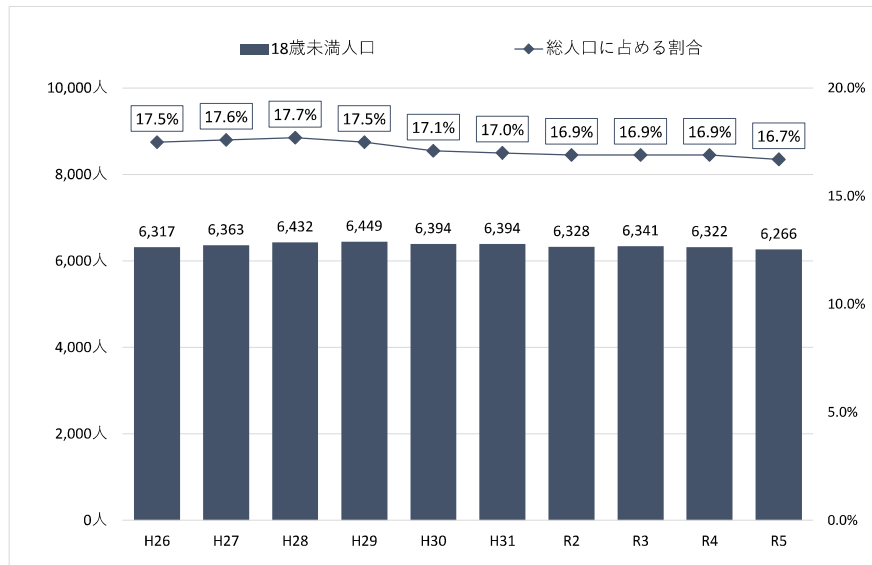
資料：国勢調査

(3) 子どもの状況

① 18歳未満人口

18歳未満人口は、年により若干変動しているものの、総人口に占める割合はやや減少傾向がみられます。（図16）

【18歳未満人口の推移】（図16）

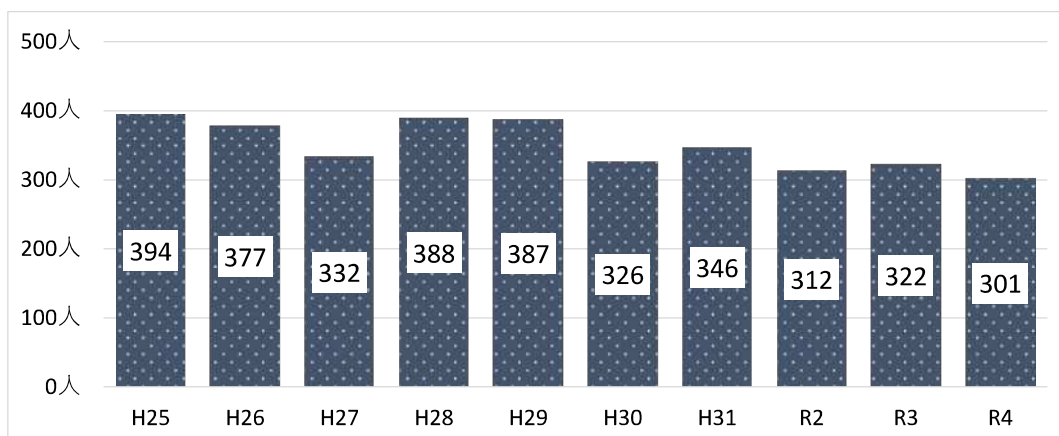


資料：苅田町（各年4月1日現在）

② 出生の動向

出生数は、近年減少傾向で推移しています。（図17）

【出生数】（図17）



資料：人口動態統計

(4) 障がいのある人の状況

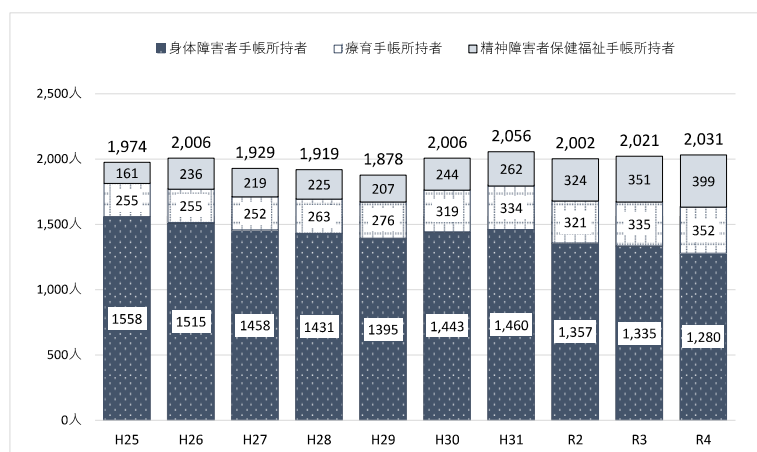
① 障害者手帳所持者の推移

刈田町の障害者手帳所持者の推移は、平成25年の1,974人から令和4年では2,031人と57人増加しています。障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者は減少しており、療育手帳所持者と、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加が顕著であり、令和2年以降は療育手帳所持者を超える人数となっています。

(図18)

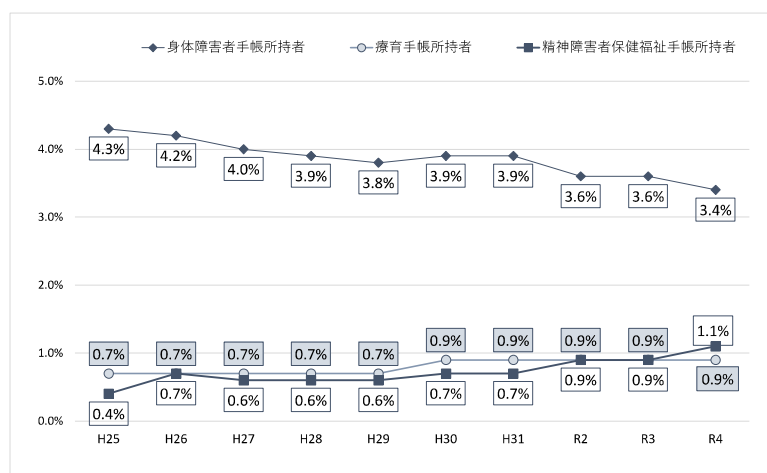
また、令和4年の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は3.4%、療育手帳所持者は0.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.1%となっています。(図19)

【障害者手帳所持者の推移】(図18)



資料：刈田町（各年4月1日現在）

【総人口に占める手帳所持者の割合】(図19)



資料：刈田町（各年4月1日現在）

(5) 支援が必要な人の状況

① ひとり親世帯の状況

苅田町のひとり親世帯の状況は、母子世帯が1,205世帯、父子世帯が197世帯となっており、一般世帯に占める割合を全国・福岡県と比較すると、母子世帯はやや低く、父子世帯は同水準となっています。（図20）

【ひとり親世帯の状況（全国・福岡県との比較）】（図20）

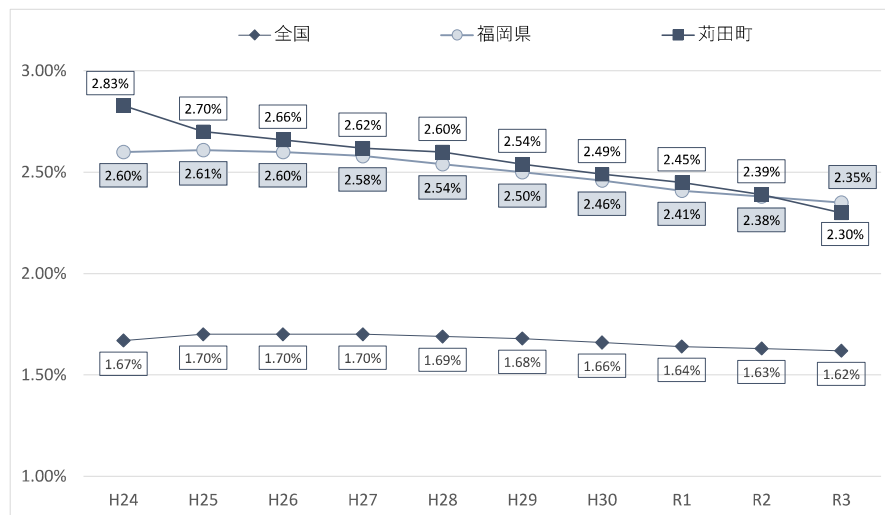
	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数（世帯）	構成比（％）	実数（世帯）	構成比（％）
全国	55,704,949	4,264,535	7.7%	738,006	1.3%
福岡県	2,318,479	191,273	8.2%	28,051	1.2%
苅田町	17,684	1,205	6.8%	197	1.1%

資料：国勢調査（令和2年）

② 生活保護率

苅田町的生活保護率は、全国・福岡県と比較すると高い水準で推移していますが、生活保護率が最も高い平成24年の2.83%から、令和3年では2.30%と近年では減少傾向にあります。（図21）

【生活保護率（全国・福岡県との比較）】（図21）



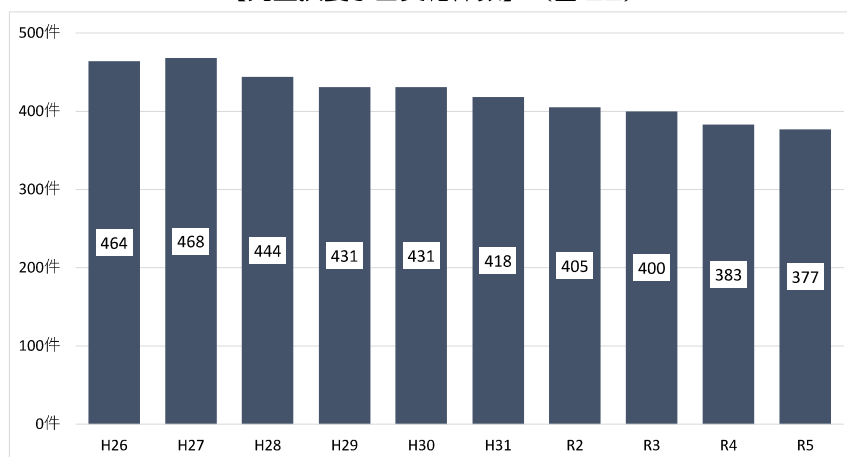
資料：被保護者調査

③ 児童扶養手当支給件数

児童扶養手当支給件数は、平成28年以降は減少傾向で推移しています。

(図22)

【児童扶養手当支給件数】 (図22)



資料：福岡県児童扶養手当市町村別内訳表（各年3月31日現在）

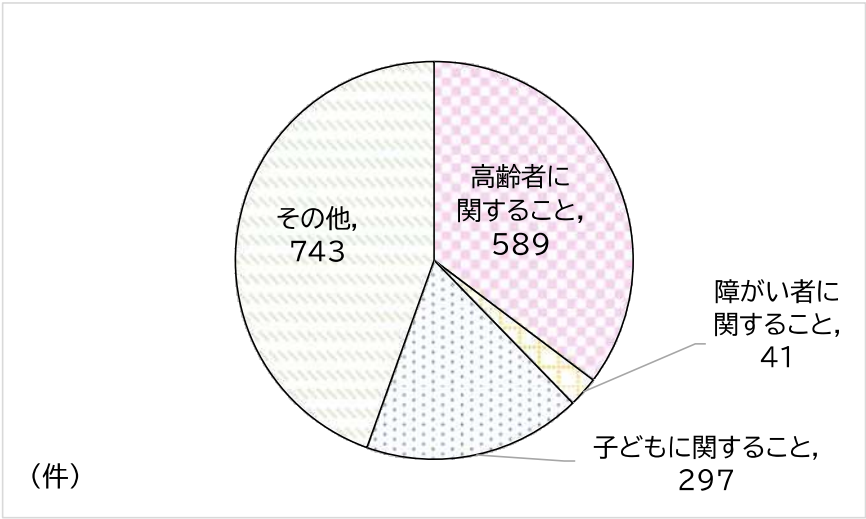
(6) 地域の福祉資源の状況

① 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員に対する相談について分野別にみると、高齢者に関する相談が多くを占めています。

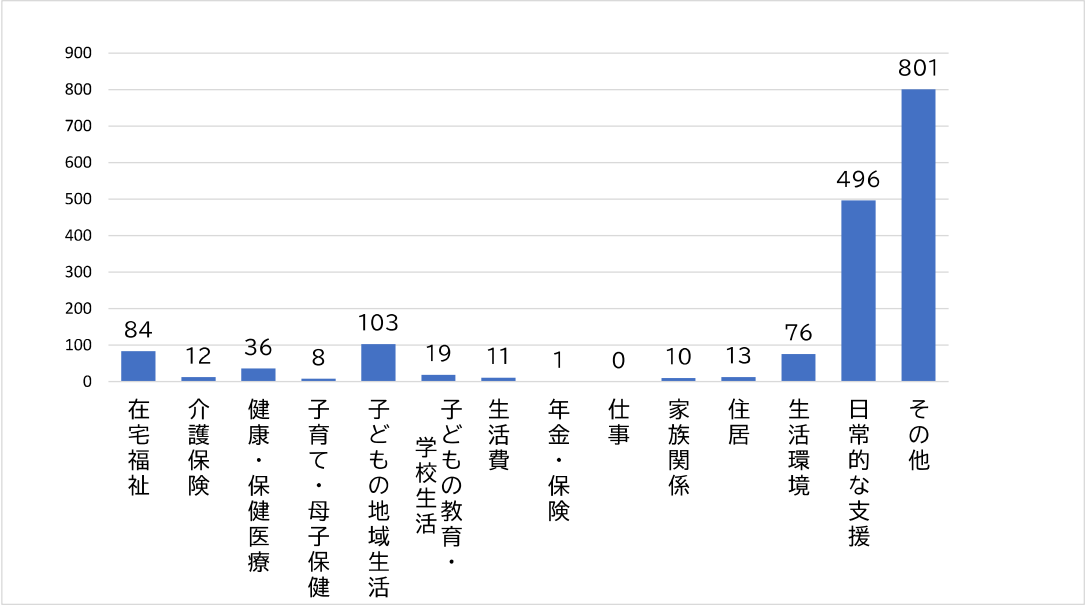
また、内容別の相談件数をみると、日常的な支援に関すること、子どもの地域生活に関する相談が多くを占めています。（図23）

【分野別相談件数】（図23）



資料：苅田町（令和5年3月31日現在）

【内容別相談件数】（図24）

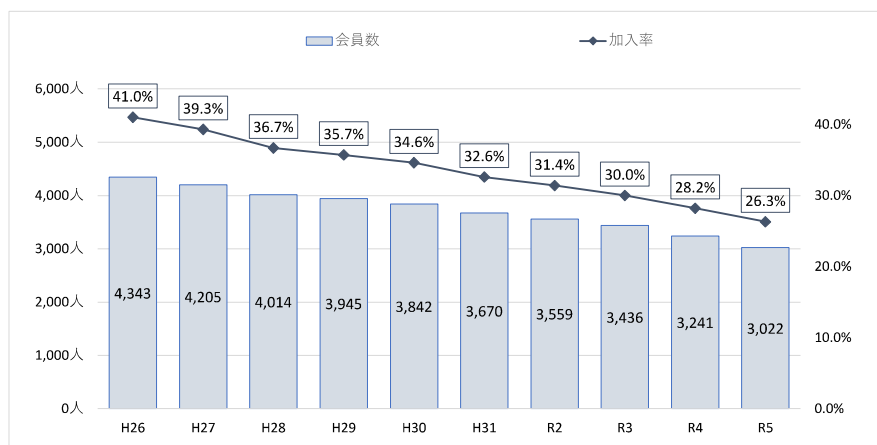


資料：苅田町（令和5年3月31日現在）

② 老人クラブ

老人クラブの会員数は平成26年の4,343人から減少傾向にあり、令和5年では3,022人となっています。老人クラブへの加入率は、10年間で14.7ポイント減少しています。（図25）

【老人クラブ】（図25）



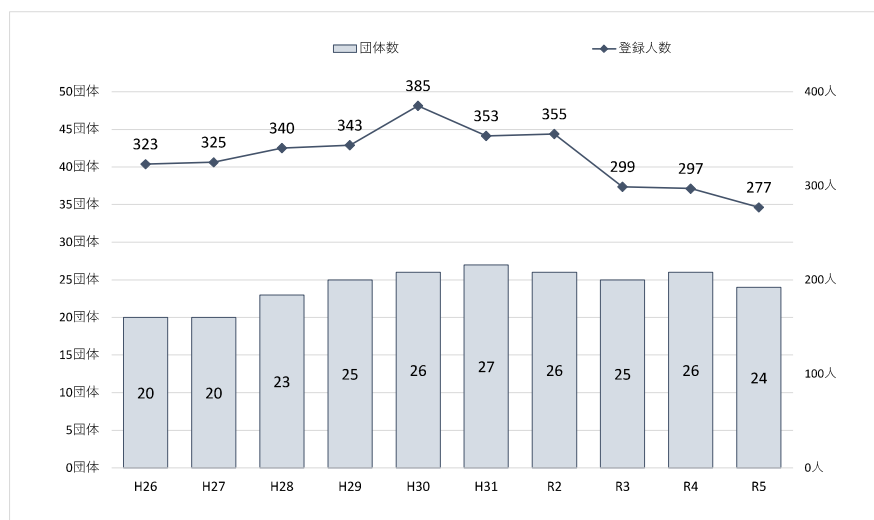
資料：老人クラブ連合会総会資料（各年3月末現在）

③ ボランティア団体

ボランティア団体の登録人数は平成26年の323人から、平成30年には385人まで増加しましたが、以降は減少しており、令和5年では277人となっています。

ボランティア団体数は、平成26年の20団体から、令和5年では24団体と若干増えています。（図26）

【ボランティア団体】（図26）



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第3章 第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の総評

「第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」策定以降の取組みについて、行政、社会福祉協議会で自己評価を行い、その結果を計画の進行管理機関である地域福祉推進委員会に報告を行いました。

「基本目標1 一人ひとりの生活を支える体制づくり」の成果と課題

・基本方針1 困りごとを見逃さない体制づくり

成 果	内 容
地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置	苅田町内の各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者やそのご家族の実態を把握しながら高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進しています。
「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」の設置	複合的な福祉問題の解決に向けて、「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」を設置。福祉サービスのコーディネートや福祉の総合相談を行い、福祉サービスの向上に取り組んでいます。 庁内だけでの解決が難しい場合は、庁外関係機関と連携し、問題終結に向けて協力して支援を行っています。
支え合い会議の開催	地域で気になる方や心配な方をどのように支えていくか、困りごとの早期発見・早期解決につながる支え合い会議を各地区の小地域福祉活動で開催し、各地区の毎年の活動として根付かせることが出来ました。
社会福祉協議会総合相談体制の構築	困りごとの発見から解決までの相談支援体制を充実させるため、福岡県社会福祉協議会のモデル指定を受け、社会福祉協議会総合相談体制の整備に取り組みました。
ひきこもり当事者の社会参加の場づくり	ひきこもり当事者に寄り添う観点を大切に、社会参加の場として、畑づくりや交流会の取組みを作り出すことで、引きこもり相談に対する入口支援から出口支援までの基本となる形を作ることが出来ました。

【課題】

「地域住民が気軽に相談に行ける身近な地域での相談窓口」の設置を目指し、公民館や空き家等を使用した相談窓口を考えていましたが、相談体制や相談員の確保など難しいところが多く設置には至りませんでした。町内の相談場所、民生委員・児童委員など地域の相談員を住民に周知し、相談支援に繋げていきます。

・基本方針2 生活支援の充実

成 果	内 容
生活困窮者自立支援相談員の配置	町では令和2年度より、生活困窮者自立支援相談員を配置しました。相談者に寄り添いながら専門機関と連携し、生活保護申請や家計相談、就労支援に繋がっています。
フードパントリーによる食料支援の開始	コロナ禍による生活困窮者への相談支援の取組みの一環として、フードパントリーによる食料支援活動を始めました。この活動を通して、企業や住民、地域団体等多くの方に参加・協力頂き、地域の支え合いの輪を広げることが出来ました。
有償ボランティアグループの活動支援	有償型住民ボランティアの活動推進のため、有償ボランティアグループ「虹の会」の活動支援に注力しました。コロナ禍で活動制限を余儀なくされていましたが、他市町村からの視察受入れ、交流を深めることで、会員のモチベーション向上に繋がりました。 また、各校区に根差した活動をめざして、つながり隊との連携を進めました。

【課題】

ボランティアグループの課題である会員の増加については、微増にとどまっているため、広報や啓発活動を通じて加入促進に努めます。

・基本方針3 権利擁護体制の充実

成 果	内 容
社協・包括連絡会の実施	権利擁護の強化を図るため、社協・包括連絡会を毎月開催し、各団体で発生している困難ケースや虐待案件の把握、情報共有、連携等を行っています。また、権利擁護の重要性について広く周知を図るため、サロン等、住民が集う場に出向き、事業・制度の紹介を行いました。
地域支援検討会議の開催	地域支援検討会議を開催し、支援の方法や役割等を話し合うことで、支援者がより良い方向へアプローチできるように努めました。

【課題】

住民アンケートにおいて、成年後見制度について知らないとの回答が非常に多くありました。制度の理解を深めるため、周知啓発に努めます。

「基本目標2 地域を支える人づくり」の成果と課題

・基本方針1 地域人材の発掘・養成

成 果	内 容
ボランティア団体の設立促進	コロナ禍により、町内のボランティア25団体の内6団体が解散しました。しかし、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ始めた令和4年度より養成講座を開催することで3団体の新規設立が実現しました。 また、将来のボランティア人材育成のため、小学生から高校生までを対象に子供向けボランティア講座も積極的に開催しました。

地域福祉活動者へのサポート	各地区・各団体のリーダーに寄り添い、リーダーの不安や悩みを解消できるようサポートに努めました。 また、次世代の担い手や後継者の発掘や育成について各団体から相談を多数受けており個別に相談に応じています。
---------------	--

【課題】

今後、担い手確保の観点からも地域福祉活動に携わるリーダーの負担軽減や役割分担が図れるような組織づくり・仕組みづくりを進めていく必要があります。

・基本方針2 支えあい・思いやりの意識づくり

成 果	内 容
公民館講座と連携を図り、福祉講座を開催	生涯学習課の公民館講座と連携して、中央公民館、北公民館、西部公民館、小波瀬コミュニティセンターで福祉講座を開催しました。講座内容についても、社会福祉協議会など庁外関係機関とも連携し、防災や認知症、ヤングケアラーなどについて実施しました。
地域での福祉教育の推進	地域福祉セミナーや福祉入門教室等を開催し、福祉意識の醸成に努めました。コロナ禍に対応し、社会福祉協議会職員による出前講座を積極的に実施することで、少人数向けの学習機会の確保や、啓発用の冊子を作成して配布するなど、福祉教育の推進につなげました。
福祉教育推進校での福祉教育の実施	福祉教育推進校活動においても、コロナ禍の影響により従来の体験型福祉教育の実施が難しく、各学校と相談しながら福祉教育グッズの貸出や障がい者への理解を図る為のプリント学習の作成・配布を行いました。

【課題】

公民館講座や福祉教育では、コロナ禍により規模を縮小しての実施となりました。今後は、地域福祉を推進するため、住民が福祉へ興味・関心を持ち、主体的に参加できる福祉教育が望まれます。

・基本方針3 地域活動団体の活動促進

成 果	内 容
地域活動団体の活動周知	地域活動団体の活動への理解及び参加を促進するため、社協だよりに小地域福祉活動やつながり隊の活動情報等を掲載しました。また、幅広い世代へ情報を届けるため、SNSでの情報発信にも取り組み始めました。
当事者団体の活動支援	障害者団体連絡会と連携し、障がい者にとって住みよいまちづくりについて協議を行いました。また、きょうだい会の活動を軌道に乗るよう支援を行っています。
自治会加入促進検討会を設置	年々減少する自治会への加入率を上げる為、自治会加入促進検討会を設置しました。現状と課題、自治会加入へのアピール方法等について協議を行いました。

【課題】

当事者グループの新たな組織の立ち上げには至らなかったため、引き続き新規設立のため促進活動に努めます。

自治会加入者が年々減少していますので、自治会加入促進検討会での協議による検討課題に取り組み、加入率増加に努めます。

「基本目標3 安心して暮らせる地域づくり」の成果と課題

・基本方針1 防犯・防災体制の充実

成 果	内 容
災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成及び災害発生時に活躍できる人材づくりへの取組み	町内で大規模災害が発生した場合に備え、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成しました。設置運営訓練につきましては、コロナ禍により職員のみでの実施となりました。また令和5年7月の、県内での大規模な豪雨災害発生を受け、被災地の災害ボランティアセンター運営支援を行いました。現地のボランティアの数が足りない状況から、災害ボランティアバスの運行を行い、多くの住民や企業の方に被災地での活動に参加していただきました。近隣市町村での大規模災害発生時の復旧支援が出来る体制整備ができ、苅田町が被災した時に活躍できる人材づくりへの取組みにもつながりました。

【課題】

48 行政区中 34 区で自主防災組織が設立されていますが、コロナ禍により、防災訓練などの取組みが計画通りに実施できませんでした。今後は、自治会の自主防災組織設立の促進、また防災訓練の実施や防犯パトロール、街頭補導等の活動実施が求められます。

・基本方針2 地域交流の場づくり

成 果	内 容
健康に関する講座を実施	地域公民館で、健康に関する講座を実施しながら地域交流を図りました。コロナの影響で実施できない講座もありましたが、スロージョギング教室やケアトランポリン教室を開催しました。

小地域福祉活動推進地区の拡大	小地域福祉活動推進地区を全地区に拡大する為の働きかけをおこなっており、新たに4地区が小地域福祉活動推進地区に加入していただきました。
コロナ禍における小地域福祉活動の維持	コロナ禍の影響を受け、従来の活動が難しい状況でしたが、見守り活動による孤立の防止やサロンの開催方法を工夫して小地域福祉活動を継続することができました。
小地域福祉活動対抗ボッチャ大会を開催	コロナ禍での活動縮小を受け、活動者のモチベーションの低下が懸念される中、活動活性化のため小地域福祉活動対抗ボッチャ交流会を開催し、活動者のモチベーションアップを図ることができました。

【課題】

コロナの影響により、地域活動が制限され、思うような交流ができませんでした。今後は、住民同士がつながるため、参加しやすい活動や交流拠点が求められます。

・基本方針3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり

成 果	内 容
つながり隊を設置し地域の支え合い、地域づくりを推進	住民主体での支え合いの地域づくりを推進するため、各小学校区につながり隊を設置し、活動支援を行いました。校区の福祉課題について話し合い、課題解決のため買い物支援や居場所づくり等、幅広い分野に積極的に取り組むことができました。 町全体の福祉問題について協議を行う第1層つながり隊では、町内の事業所や団体が参加し、訪問介護事業所の現状や地域とのつながりの大切さ、専門職との連携の大切さ等について住民に啓発しました。

買い物支援による居場所づくり	身近な場所での居場所をつくるため、苅田小学校区つながり隊において買い物支援と居場所づくりに取り組みました。 準備期間では大変な苦労もありましたが、メンバーで協力し合い令和4年度より「みんなが集う 苅田にここ北広場」がスタートしました。地域の身近な集い場になっています。
----------------	--

【課題】

各小学校区でつながり隊がさまざまな福祉活動を実施しています。しかし、つながり隊の活動を知らない住民も多いことから、活動を周知し、多くの地域住民に参加してもらえるよう努めます。

・基本方針4 みんなにやさしいまちづくり

成 果	内 容
認知症についての学習会を開催	認知症地域支援推進員と連携し、小地域福祉活動や各小学校区つながり隊などで、認知症の方への声掛けについての学習会を開催し、認知症への理解増進に努めました。
オレンジフェスタ in かんたでの認知症啓発活動の実施	隔年で開催されているオレンジフェスタ in かんたで、認知症を題材とした映画の上映や若年性認知症の当事者を交えたパネルディスカッションを実施し、参加者へ認知症に対する啓発活動を行いました。

【課題】

障害者スポーツレクリエーション祭が、コロナ禍により開催できていません。再開を望む声もありますが、福祉施設でのクラスターの発生リスク等を考え、まだ再開には至っていません。安全に開催するための対策が必要です。

認知症カフェに関しては、主催していた介護を考える会「なの花」の解散に伴い終了となったため、認知症の方へ向けた新たな居場所づくりに取り組む必要があります。

第4章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

これまで培われてきた相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会のあり方が変わりつつあります。

地域で生活課題を抱えた人たちを支援するためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となつて行う公的なサービスだけでなく、近隣や地域社会が主体で行う柔軟なサービスが必要となってきます。

そこで、苅田町に住む住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ちながら、行政、地域住民、自治会、ボランティアや福祉サービス提供者などが協働して地域福祉を推進し、年齢やあるいは障がいの有無に関係なく安全・安心に過ごすことのできる苅田町を目指します。

そこで本計画において、

誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

を基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本理念の「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を実現するために次の3つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

(1) 支え合いの地域づくり

私たちの生活は「地域」に基盤があり、地域によって支えられています。地域のつながりや支え合いが、一人ひとりの暮らしを支え、課題を解決し、暮らしを豊かにしてくれます。

しかし、地域住民の近所づきあいや支え合いの意識は希薄化しており、孤立死をまねいたり、隣に住んでいても困りごとに気づかなかったり、あるいは地域の機能が働かないなどさまざまな課題があります。

困りごとを持った人を支えるためには「地域」のかかわりが重要です。地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、福祉に携わる多様な関係団体が一つの輪となって支えることが望まれます。

そのためには、福祉活動を行う住民や関係団体同士がつながり、地域課題についての共有や協働、連携を行っていくネットワークづくりに取り組まなければなりません。

また、住民や消防、警察などと連携して、子どもや障がいのある方、高齢者などの要支援者を犯罪や災害から守るための対策や、罪を犯してしまった人が再び社会復帰が出来る取組みを地域と共に進めていきます。

(2) 地域を支える人づくり

「地域」には高齢者もいれば、障がいのある方もいます。さまざまな生活課題を持っている人々がいます。その多様性を認め合い、地域で暮らしていくためには、全ての住民が福祉意識を高め、地域での福祉文化を育んでいくことが大切です。

そのためには、子どもから高齢者まですべての住民が地域福祉の担い手としての自覚を持つことが必要です。そこで福祉教育、人権教育、福祉に関わる人たちの研修会や講座の充実が求められます。

また、民生委員・児童委員、保護司会、ボランティア、NPOのように地域で活躍する担い手の活動の支援やこれから担い手となるべき人材の発掘・育成を図ります。

（３） 課題解決のしくみづくり

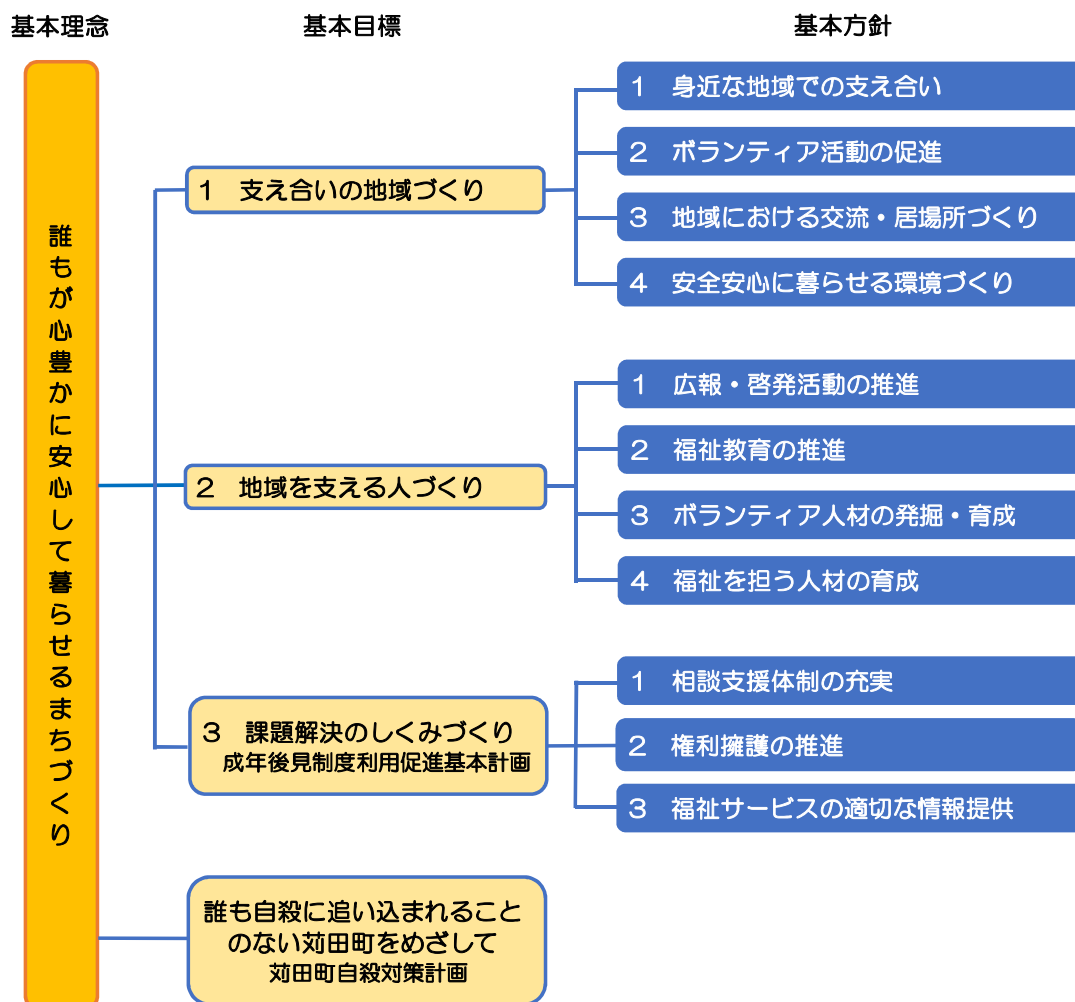
誰もが自分の権利を尊重し、安心して暮らせるためには、困りごとを抱えた人たちの存在をいち早く把握し、解決に導けるよう、相談しやすい環境づくりが必要です。

また、相談支援を通じて把握した課題に対して、適切な福祉サービスの利用につなげるための情報共有や、サービスの利用促進の為の取組みを行うことで、課題をひとりで抱えさせない環境を整備し、困りごとに対して地域・住民・町が協力できる仕組みづくりを進めていきます。

なお、ここでは「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を含むものとしします。

3 計画の体系

第3次苅田町地域福祉計画・第5次苅田町地域福祉活動計画 体系



4 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関連性

SDGsは、Sustainable Development Goals の略称であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」です。17のゴールと169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本計画の上位計画である「第5次荻田町総合計画」においても、SDGsの推進を掲げていることから、本計画においてもSDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。

【計画と関連するSDGsの目標】

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【基本目標に関連しているSDGsの目標】

基本目標	関連する目標					
基本目標1 支え合いの地域づくり						
基本目標2 地域を支える人づくり						
基本目標3 課題解決のしくみづくり						

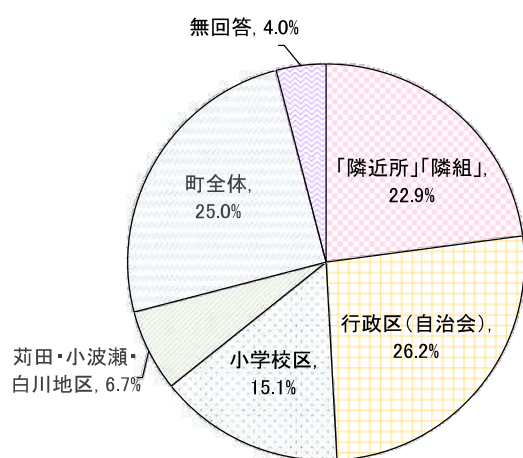
第5章 具体的な取組み

基本目標1 支え合いの地域づくり

基本方針1 身近な地域での支え合い

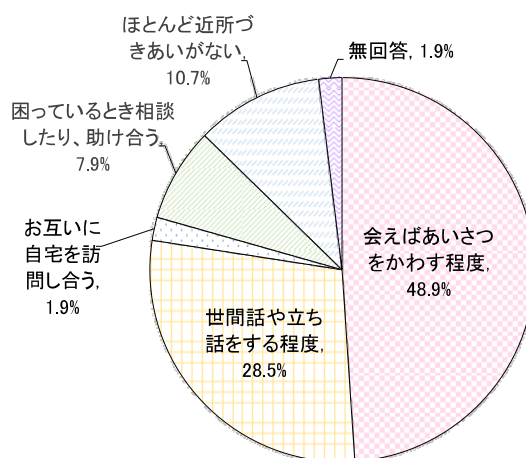
＜令和4年度住民アンケート（意識調査）より＞

【あなたの考える「地域」の範囲】



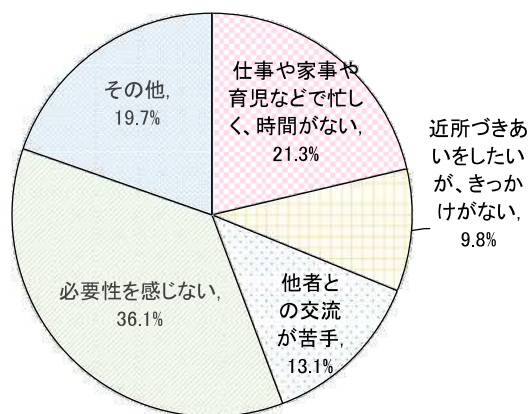
N=568

【近所の人とのつきあいの程度】



N=568

【近所づきあいが無い理由】



N=61

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になっている。
- ・自治会に加入しない若年者の世帯が多く、コミュニケーションをとることが難しい。
- ・地域での活動において協力体制が出来ていない。
- ・地域活動に参加しない人の状況がわかりづらい。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・区と小地域、老友会などの横のつながりをもっと強化していきたい。
- ・自治会や子ども会への加入を促進し、地域のつながりを保てるようにしたい。

現状と課題

近所づきあいや地域活動を通じた交流が、地域における福祉活動を推進していく上で大切になってきます。隣近所で声をかけ合うことができれば、安全・安心な住みやすさにもつながり、このような身近な地域で助け合えることが地域福祉の第一歩です。

社会福祉協議会では、地域の福祉問題を自分たちの問題ととらえ、地域住民が主体となって福祉活動を行っていく、小地域福祉活動を行政区単位で推進しています。小地域福祉活動では、地域で気になる方や心配な方をどのように支えていくか、困りごとを抱える方の早期発見・早期解決へつなげるための「支え合い会議」を開催しています。

住民アンケートにおいては、【近所の人とのつきあいの程度】として、「会えばあいさつを交わす程度」（48.9%）、「困っているとき相談したり助け合う」（7.9%）となっています。また、【近所づきあいが無い理由】については、「必要性を感じない」（36.1%）が最も多く、次いで「仕事や家事や育児などで忙しく、時間がない」（21.3%）となっています。

地域の子どもや子育て家庭、高齢者や障がいのある人など、支援や見守りが必要な人たちと日頃より親しい関係をつくるには、自治会などの活動を通じて、地域の人と人のつながりを深めることが必要です。自治会などの地域活動への支援や、自治会への加入促進に引き続き取り組んでいきます。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">・自治会などの地域活動に参加し、仲間づくりを行います。・一人ひとりが近隣を見守り、声かけ、気づきに努めます。・困ったことは、相談窓口や民生委員・児童委員等地域の相談役に気軽に相談します。 |
|-----------|---|

- | | |
|-----------|---|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">・地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行い、活動への参加を積極的に呼びかけます。・みんなで声をかけあい自治会加入を促進します。・地域活動団体や各種ボランティア団体の横のつながりを作り、地域の輪を広げていきます。 |
|-----------|---|

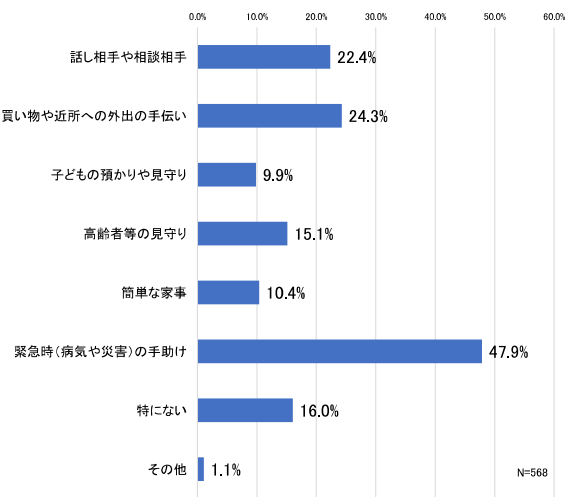
行政・社会福祉協議会の取組み

- ・あいさつ運動や地域による子どもの見守り活動を啓発、推進していきます。
（学校教育課）
- ・自治会への加入促進を図り、地域活動への参加を働きかけます。（総務課）
- ・高齢者や障がい者など、生活上の問題を抱える人でも、地域で生活し社会参加することのできるよう地域へ啓発を行います。（福祉課）
- ・民生委員・児童委員や地域での見守り活動を実施する団体等を支援します。
（福祉課）
- ・小地域福祉活動の推進を図り、地域の福祉力を向上させ、孤立させない地域づくりを推進します。（社会福祉協議会）
- ・小地域福祉活動が住民の生きがいや活躍できる場となるよう支援します。
（社会福祉協議会）
- ・小地域福祉活動に対して、他者の困りごとに関心を向け、我が事として捉えられるよう、学習の機会をつくれます。（社会福祉協議会）

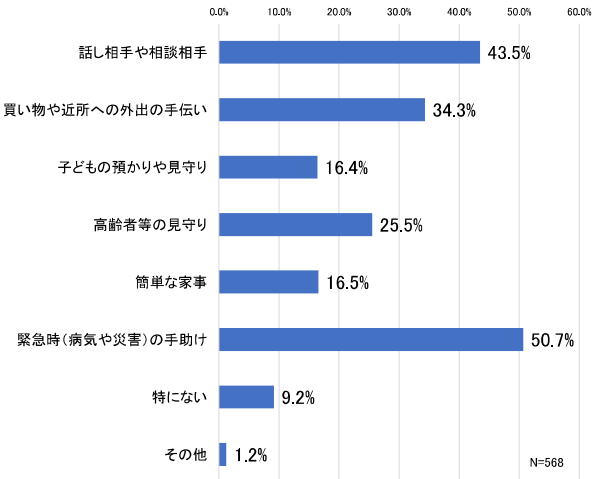
基本方針2 ボランティア活動の促進

＜令和4年度住民アンケート（意識調査）より＞

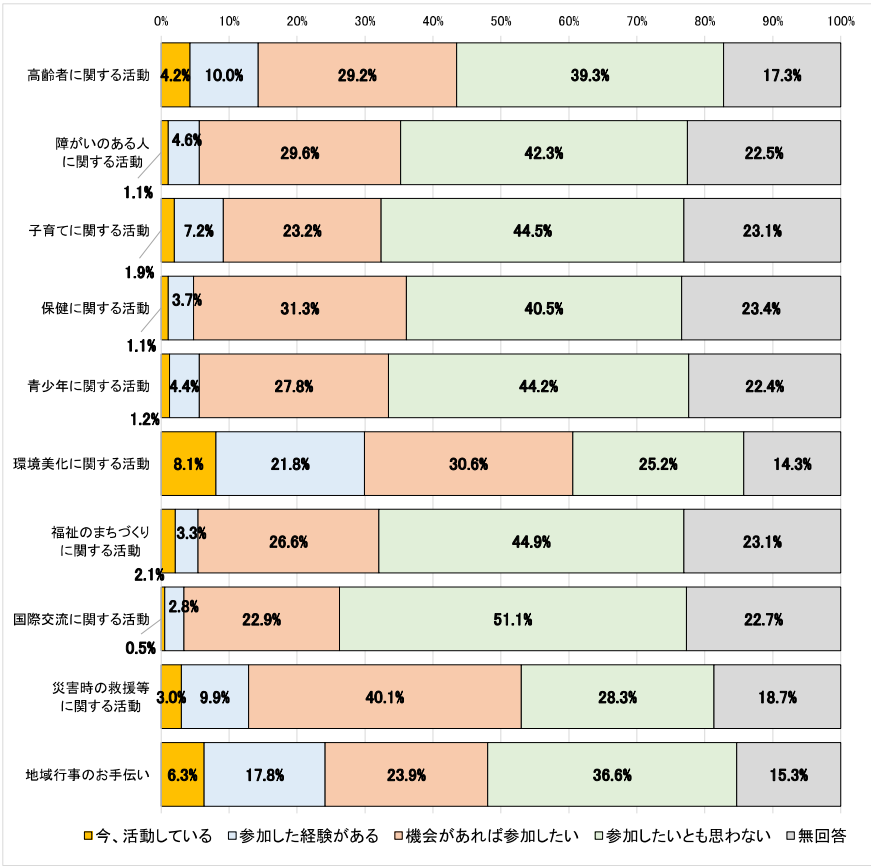
【手助けしてほしいと思うこと】



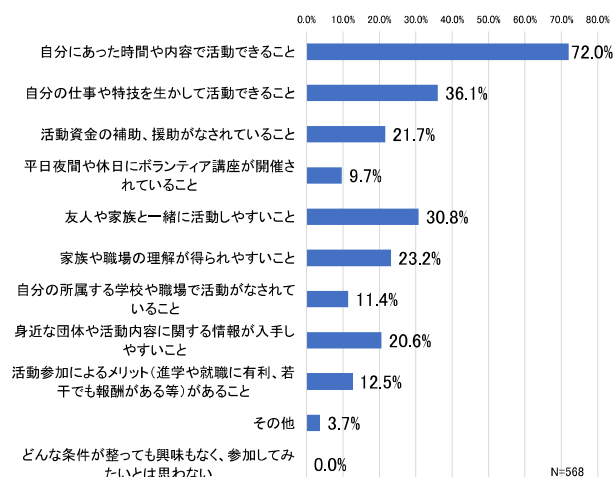
【手助けできること】



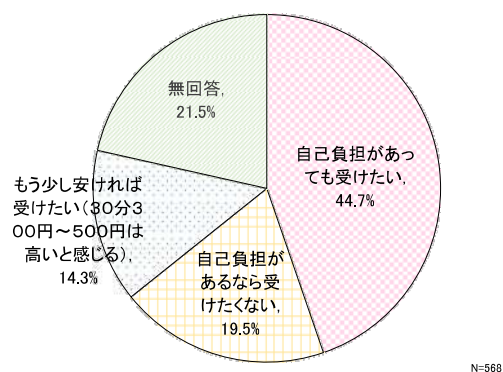
【ボランティア活動への参加状況】



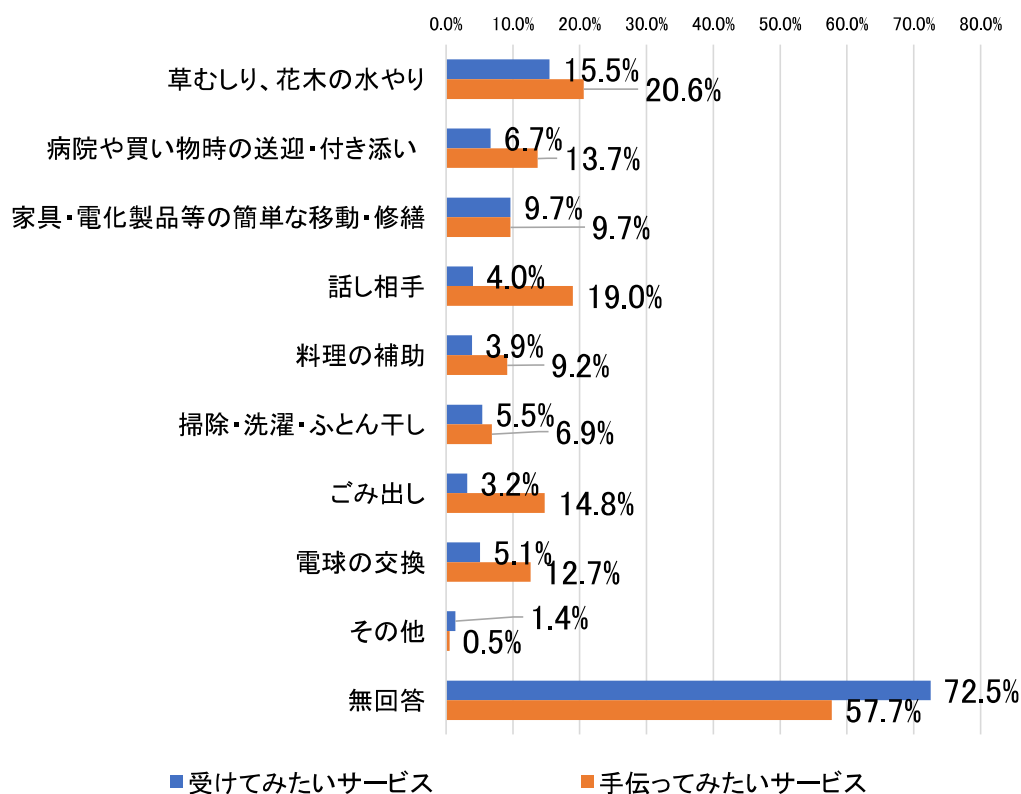
【ボランティア活動への参加条件】



【安価な自己負担のある生活支援サービスの利用意向】



【有償ボランティアの生活支援サービス】



《団体アンケート・ヒアリングより》

- ・ボランティア活動に対する理解者が少なく、活動への参加者が不足している。
- ・参加者の高齢化によりメンバーが減少している。
- 【今後取り組みたいこと、望むこと】
- ・ボランティア活動への参加促進をしていきたい。
- ・無理なく活動が行える環境、体制をつくりたい。
- ・地域のリーダーや担い手を育成するための研修会を開催して欲しい。

現状と課題

住民アンケートの日常生活が不自由になった時の質問では、手助けをしてほしいとの回答が非常に多く、ボランティアなど住民団体の活動が、地域で求められています。住民のニーズが多様化している中、さまざまな福祉サービスを、行政だけで担うのは難しく、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を分担して地域を支えていくことが必要です。行政の制度で対応できない事例では「おたすけ虹の会」などの「有償型住民ボランティア」（注1）が活躍しています。

住民アンケートにおいては、【手助けしてほしいと思うこと】として回答の多かった「緊急時（病気や災害）の手助け」（47.9%）、「買い物や近所への外出の手伝い」（24.3%）、「話し相手や相談相手」（22.4%）となっています。

また【手助けできること】としても、「緊急時（病気や災害）の手助け」、「買い物や近所への外出の手伝い」などの回答が多く、今後はこれらをマッチングさせていく取組みが重要です。また、【ボランティア活動への参加条件】としては、「自分にあった時間や内容で活動できること」（72.0%）となっています。

団体アンケート・ヒアリングにおいては、ボランティア活動に対する理解や参加者不足、また無理なく活動が行える環境・体制づくりなどの意見があります。

このことから、ボランティア活動に参加してみたいと思う人が気軽に参加できる環境づくりや、ボランティア活動の周知、また世代に応じた活動内容の検討も必要です。

（注1）

「有償ボランティア」とは、一般的にボランティア活動の性格として挙げられる「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」より、無償である事で支援される側の心に負担があることに着目し、その負担をなくすために低額の報酬を受け取り、支援する側とされる側の対等性を保とうとする活動です。

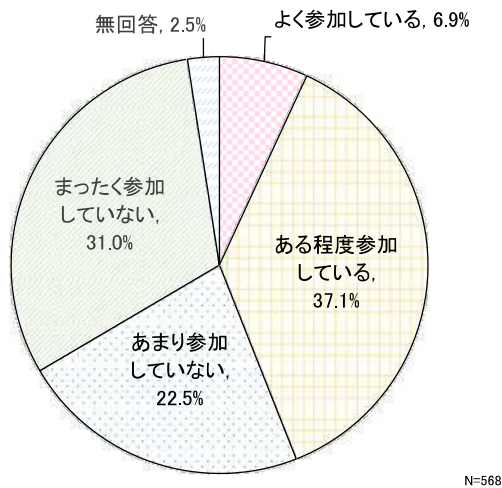
住民・地域の取組み	
住民	・ボランティア活動を理解するため、学習の場などに参加します。 ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参画します。 ・自分の経験や技術を活かし、地域活動に協力します。
地域	・ボランティア講座や研修会などに地域一体となって参加し、ボランティア活動の浸透を目指します。 ・地域で行う清掃活動や自主防災活動、イベントなどに積極的に参加するとともに、周囲の人にも参加を呼びかけます。

行政・社会福祉協議会の取組み	
	・広報かんだやホームページを活用し、ボランティア活動の普及啓発に努め、ボランティア活動への参加を推進します。（企画課） ・社会福祉協議会を通してボランティア団体の育成・支援を行います。（福祉課） ・既存の当事者団体への支援と協働を図ります。（社会福祉協議会） ・当事者の組織化を進めます。（社会福祉協議会）

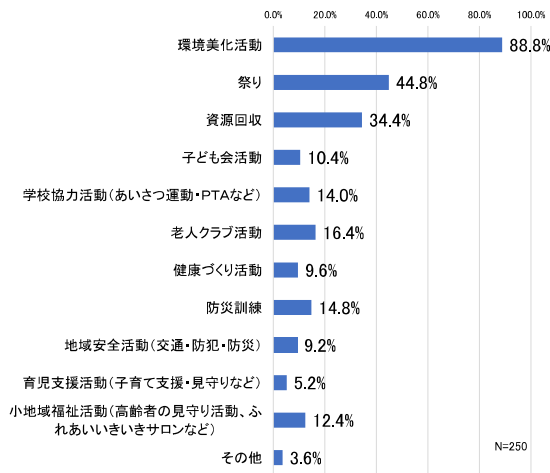
基本方針3 地域における交流・居場所づくり

＜令和4年度住民アンケート（意識調査）より＞

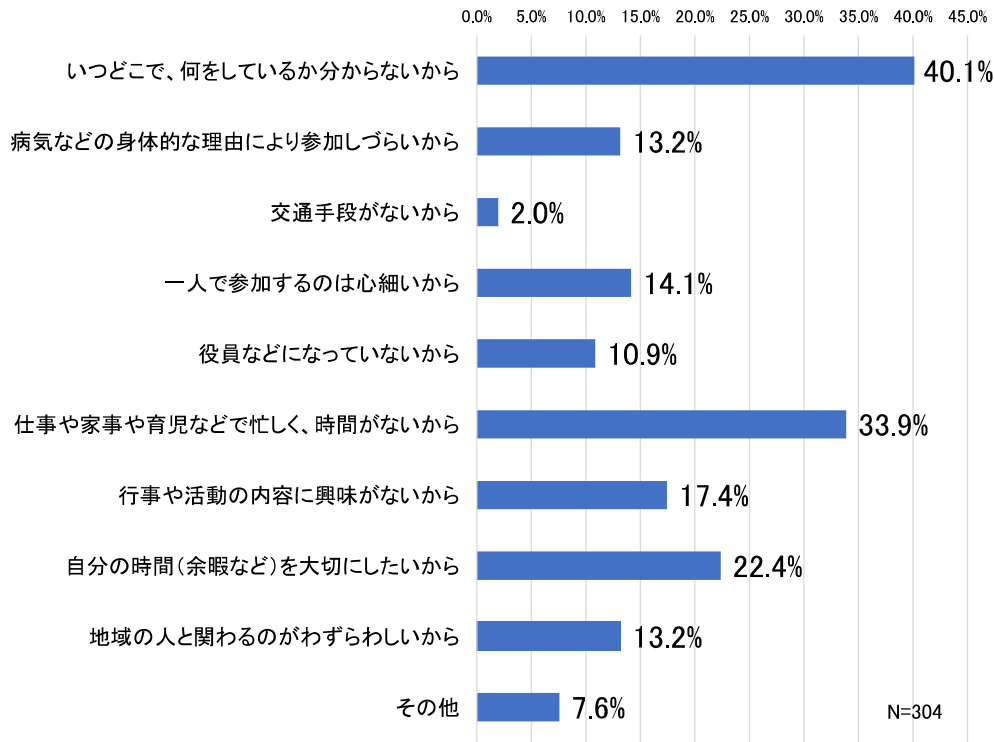
【地域の行事等への参加頻度】



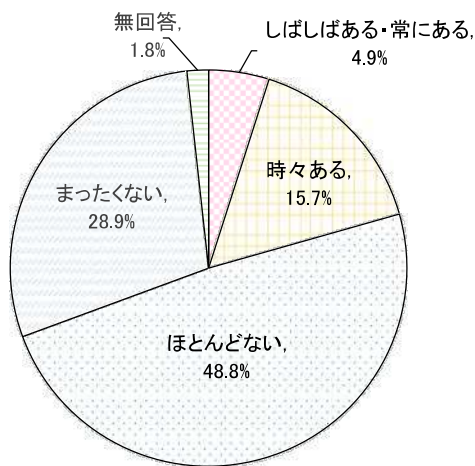
【参加している活動】



【地域の行事等に参加しない理由】

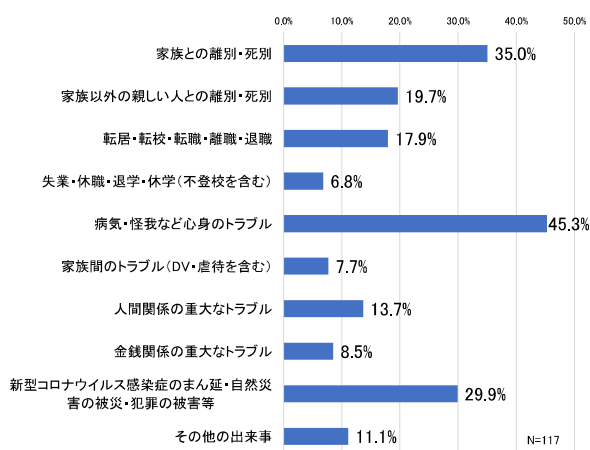


【孤独を感じる頻度】



N=568

【孤独を感じるきっかけとなった出来事】



N=117

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・地域行事への参加が少ない。
- ・行事への声掛けをしても参加者がなかなか増えない。
- ・コロナの影響で行事への参加者が大幅に減少した。また地域交流が実施できなくなった。
- ・サロンの参加者が固定化している。
- ・サロンの催し物について、テーマの選定に毎回苦慮している。
- ・地域活動のできる場所が少なくなっている。
- ・送迎なしではサロンへ参加できない高齢者がいる。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・他地区の取組みの様子が聞ける会合やイベントを開催してほしい。

現状と課題

苅田町でも単独世帯や核家族世帯が増え、生活習慣や生活様式の多様化により地域での関係が希薄化しています。

住民アンケートにおいては、【地域の行事等への参加頻度】として、「ある程度参加している」(37.1%)が最も多くなっていますが、「まったく参加して

いない」(31.0%)と「あまり参加していない」(22.5%)を合わせると5割を超えています。また、【地域の行事等に参加しない理由】として、「いつどこで、何をしているか分からないから」(40.1%)が最も多く、地域行事の詳細について広く周知を図る取組みが求められます。

地域では、自治会や老人クラブ連合会、小地域福祉活動など、さまざまな団体が福祉活動を実施していますが、団体アンケート・ヒアリングに意見が挙がっている地域行事への参加率の低さや、参加者の固定化などの課題もあります。住民同士がつながるためには、人と人が知り合い、交流することが重要です。子どもから高齢者までの多様な世代や様々な人がつながれるような交流の場や活動の拠点づくりが求められます。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事に積極的に参加します。 ・転入者や外国人など、地域になじみがない人にも積極的に声掛けをし、地域の一員として共に活動します。 ・地域の行事などに誰でも参加しやすい雰囲気づくりを心がけます。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・普段活動に参加をしていない住民にも積極的に声掛けを行い、地域活動への参加を促します。 ・地域行事の周知を工夫し、多くの住民に行事に参加してもらいます。 ・地域行事や日常生活の中で、多世代交流の機会をつくっていきます。 |

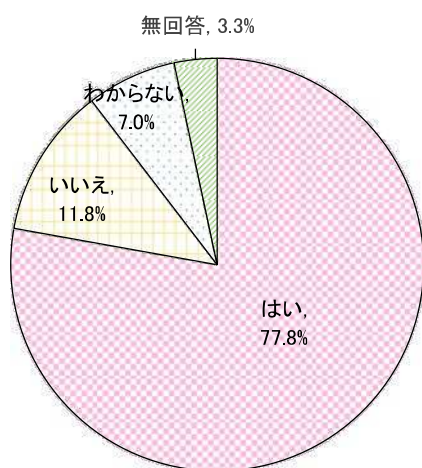
行政・社会福祉協議会の取組み

- ・公民館などの地域資源を活かし、異なる世代間の交流や人と人とのつなかり合える地域住民の交流の場づくりを支援します。(福祉課)
- ・高齢者が閉じこもり状態になるのを防ぐため、地域で行っている訪問・見守り活動や趣味・サークル活動、サロン活動の活発化に向けた支援を行います。(福祉課)
- ・社会福祉協議会と連携して、地域団体の活動支援や紹介を行います。(福祉課・企画課)
- ・地域での生涯学習や趣味の活動を通して、住民同士が交流できる機会づくりを行います。(生涯学習課)
- ・地域で気軽に参加できる健康講座を開催します。(子育て・健康課)
- ・つながり隊を通じて、住民からの多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援や仕組みづくりを進めます。(社会福祉協議会)
- ・つながり隊を通じて、企業や関係団体等と協働に関する情報提供や新たな交流の場づくりを推進します。(社会福祉協議会)
- ・つながり隊を通じて、様々な居場所づくりを推進します。(社会福祉協議会)

基本方針4 安心安全に暮らせる環境づくり

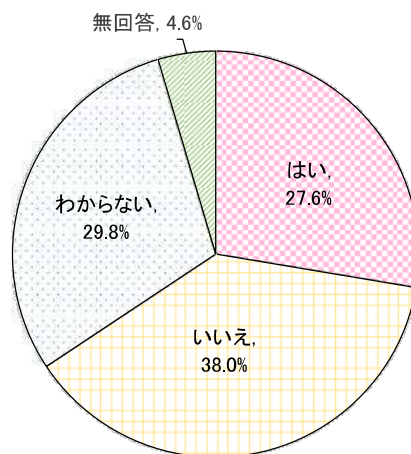
＜令和4年度住民アンケート（意識調査）より＞

【災害時の避難場所を知っているか】



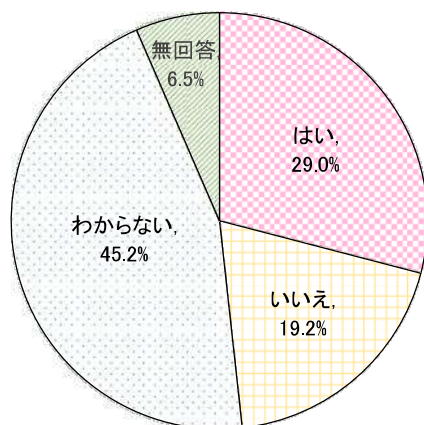
N=568

【自力で避難が困難な人を知っているか】



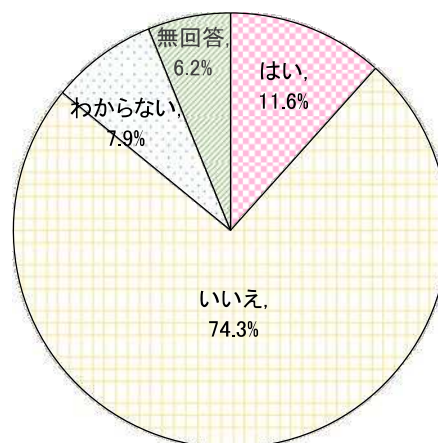
N=568

【自力で避難が困難な人への支援を
行うことを考えているか】



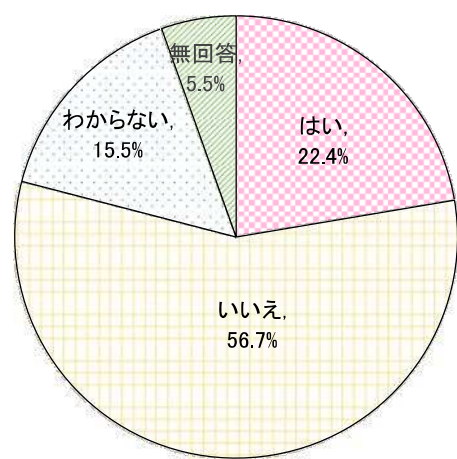
N=568

【地域の避難訓練に参加しているか】



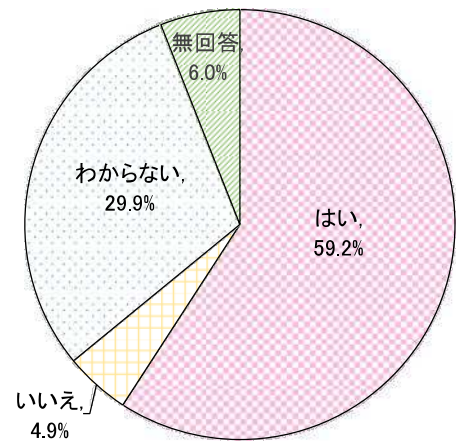
N=568

【地域の自主防災組織は必要だと思うか】



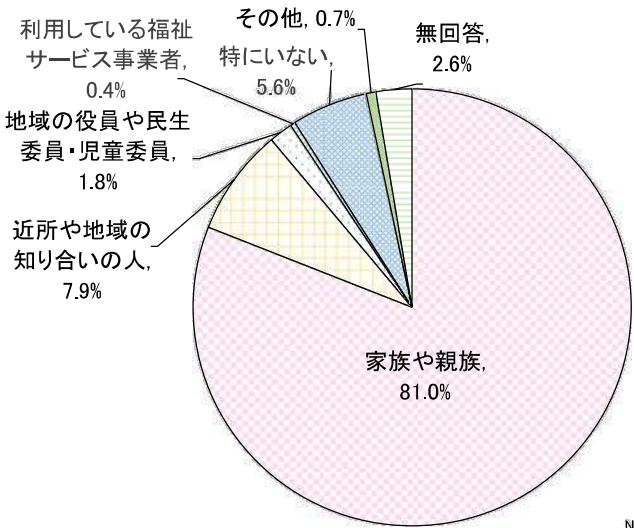
N=568

【避難所への誘導などの手助けが必要か】



N=568

【災害時に安否確認の声かけをしてもらいたい相手】



N=568

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・災害が発生した時、高齢者・障がいのある方を含む避難困難者の把握が難しいと思う。
- ・児童の登校時、下校時の見守りをする人が少ない。
- ・消防団員を募集しているが、思うように集まらない。

【重点的に取り組んでいること】

- ・一人暮らし高齢者への見守り訪問活動に取り組んでいる。
- ・子どもの交通事故防止活動や不審者からの見守り活動を実施している。
- ・安全・安心な地域の環境づくりに努めている。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・苅田町48区の全区に自主防災組織を構築して欲しい。
- ・地域住民による地域のハザードマップ作成や避難訓練等へ参加したい。
- ・学校と地域が災害発生時に連携した避難・救助に取り組める体制を作って欲しい。

現状と課題

近年、全国各地で大規模な風水害や地震災害等の自然災害が発生しており、防災、減災対策及び災害時の支援は、これまで以上に必要となってきます。

住民アンケートにおいては、【自力で避難が困難な人】を「知っている」(27.6%)、【自力で避難が困難な人への支援】について「支援を行う考えがある」(29.0%)、【地域の避難訓練】に「参加している」(11.6%)であることから、災害への意識向上につながる取り組みが必要だと考えられます。

地域の防災意識を高め、災害発生時に助け合うことができる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者台帳の整備や、緊急時における多様な情報伝達手段の確保が求められます。

また、少子高齢化や核家族化、生活習慣や生活様式の多様化により、地域コミュニティが希薄となり犯罪抑止機能が低下していると考えられます。犯罪や事故の被害に遭わないためには、身近における防犯や交通安全パトロール活動、地域での危険箇所等の安全点検、町内での不審者情報等の発信などを促進し、防犯や交通安全意識の啓発に取り組まなければなりません。

【再犯防止】

安全・安心な暮らしの実現には、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。全国的に、検挙人員に占める再犯者率の割合は上昇しています。これは、起訴猶予、執行猶予となった人や、刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものと考えられます。起訴猶予、執行猶予となった人、また刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別があり、本人に更生意欲があっても就職や住宅の確保の面で差別を受けるなど、社会復帰を目指す人にとって厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人などが真の社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲とともに、彼らを再び受け入れ、見守り、支える地域社会を築くことが求められています。

また、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支え、社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、帰住環境の調整や相談を行う保護司(注2)の育成も重要となっています。

(注2)

「保護司」とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

住民・地域の取り組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町や地域の防災訓練に積極的に参加します。 ・ 日ごろから避難ルート等の確認をしておくとともに、備蓄にも努めます。 ・ 支援を必要とする高齢者や障がい者に対して、日ごろより見守りや声かけを行います。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に特別な配慮が必要な要支援者の把握に努めます。 ・ 自主防災組織の充実・強化をします。 ・ 防犯のため、地域でのパトロールを実施します。 ・ 地域で児童生徒の登下校時の見守り活動を実施します。 |

行政・社会福祉協議会の取組み

- ・自主防災組織の新設を促し、新設する自治会には初期資材の購入費、また防災訓練を行う自治会等には活動費を助成します。（総務課危機管理室）
- ・小学校区での防災訓練の開催、防災情報の提供を行うなど、防災意識の高揚を図ります。（総務課危機管理室）
- ・災害時に自力で避難が困難な方を支援するため、避難行動要支援者台帳の整備に努めます。（総務課危機管理室・福祉課）
- ・防犯情報の周知を図り、住民へ防犯に対する啓発を行います。
（総務課危機管理室）
- ・自治会や各団体と連携して安心・安全パトロールを実施します。
（総務課危機管理室）
- ・各小学校区でPTA等が主体となって活動している「こども110番の家」の活動を支援します。（学校教育課）
- ・児童生徒が安全に通学できるよう地域と連携して通学路の安全確保に努めます。（学校教育課）
- ・福祉課・危機管理室・企業・関係団体と連携し、災害に備えた地域づくりを推進します。（社会福祉協議会）

【再犯防止】

- ・更生保護に携わる保護司会などの活動、及び次世代に活動がつけられるよう人材の育成などを支援します。また、関係機関との連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。（総務課危機管理室・福祉課）
- ・更生保護等に携わる団体と連携し「社会を明るくする運動」を推進するため、毎年7月の強化月間を中心に、町民が犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築けるよう取り組みます。（総務課危機管理室）

基本目標 2 地域を支える人づくり

基本方針 1 広報・啓発活動の推進

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・地域活動の広報ができていないので、参加者が広がらない。
- ・校区住民へつながり隊の活動が広く伝わっていない。

【重点的に取り組んでいること】

- ・広報活動を通じて団体の活動内容を地域住民に知ってもらい、隠れた課題を発見できるようにしている。
- ・広報紙の点訳など、すべての住民に情報が届くよう活動を実施している。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・広報活動を充実させて地域活動への参加者を増やしていきたい。
- ・若い世代が活動に興味を示す地域活動の実施と広報での周知を行いたい。
- ・広報かんだや社協だよりを通じて、団体の活動を周知していきたい。

現状と課題

団体アンケート・ヒアリングにおいては、地域活動についての広報不足のため参加者が少ない、地域住民へ活動が広く伝わっていないなど、十分な周知ができていないという意見が挙がっています。

活動の周知には、ホームページや広報かんだ、社協だよりにおいて、福祉団体の活動やボランティア情報、また各種福祉サービスや高齢者・障がい者・子育てに関する情報の提供を行っており、社会福祉協議会では、Facebook、YouTube、インスタグラムなど SNS での情報発信にも注力しています。

今後は、参加者を増やすため、地域住民へより一層の周知を行い、若い世代など、地域行事に参加したことのない人にも参加してもらうため、地域活動の見直しが必要です。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">・地域行事に積極的に参加し地域福祉活動に関心を持ちます。・さまざまな団体の活動に参加します。・新たに転入してきた住民に地域活動の参加の声かけをします。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">・地域行事や団体活動の情報を発信します。・各種団体からの情報を高齢者や障がい者など情報が届きにくい住民にも伝えられるよう、地域のなかでこまめに情報共有をします。・様々な世代が交流できる活動を行い、地域の絆を育みます。 |

行政・社会福祉協議会の取組み

- ・地域団体の活動や情報を広報かんだで周知します。（企画課）
- ・社会福祉協議会と連携し、地域団体の活動を支援します。（福祉課）
- ・民生委員・児童委員に各団体の情報提供を行い、地域での見守り活動等に活用してもらいます。（福祉課）
- ・情報発信の方法を工夫・配慮し、年代や特性に応じた広報活動を行います（SNS・HP・アウトリーチ）。（社会福祉協議会）
- ・支援が必要な人に情報を届けて支援につなげます。（社会福祉協議会）

基本方針2 福祉教育の推進

《団体アンケート・ヒアリングより》

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・子ども・障がいのある方・高齢者・日本語が母国語ではない方などに関する福祉教育に取り組みたい。
- ・キャリア教育を進めるための職場体験が出来る機会が欲しい。
- ・地域の方の知見を学校で学ばせたい。
- ・福祉活動を通じて地域のつながりの活性化を図りたい。
- ・地域で、認知症や特殊詐欺についての学習会を開催して欲しい。
- ・福祉意識の醸成教育や啓発活動など機会があれば積極的に参加したい。

現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域のことを知り、学ぶことで、福祉に関心をもつ人を増やすことが重要です。また、子どもの頃から福祉への関心を高めていくことで、将来の地域福祉活動の主体を担う人材育成につながることも期待できます。

団体アンケート・ヒアリングでは、障がいのある方・高齢者等に関する福祉教育の取り組み、福祉意識の醸成教育などの意見が挙がっています。

学校における福祉教育では、従来の体験型（車イス体験・アイマスク体験）に加え、新たにユニバーサルデザインについてのプログラムも追加して実施しています。また、地域福祉セミナーや福祉入門教室、社会福祉大会等を開催し福祉意識の醸成にも努めています。小地域福祉活動においては、認知症や介護保険に関する出前講座も開催しました。

これからの地域を担っていく若い世代に、地域福祉に対して関心をもってもらうため、また地域における助け合い・支え合いの基盤をつくるために、住民一人ひとりが主体的・積極的に参加できる学校教育や生涯学習を通じた福祉教育が必要です。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">・地域や行政で開催する福祉学習に積極的に参加します。・福祉のイベントに参加するなど福祉に対して興味・関心を持ちます。・高齢者や障がいのある人など、支援を必要としている人に対する理解を深めます。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">・地域住民を対象にした福祉学習の機会を設けます。・福祉教育について学校や行政と連携します。 |

行政・社会福祉協議会の取組み

- ・生涯学習の機会を通じて、地域福祉の意義や取組みに対する理解を深められるよう周知・啓発を行います。（生涯学習課・福祉課）
- ・社会福祉協議会や関係機関と連携し福祉に関する講座を開催します。（生涯学習課・福祉課）
- ・福祉に関する理解を深めるため、継続して福祉教育を推進します。（学校教育課）
- ・子どもへの就業体験など新しい取組みを模索します。（学校教育課）
- ・大学等が開催している地域連携セミナーの情報提供を行います。（企画課）
- ・共に生きる心を育む実践である福祉教育を広く地域住民に対して実施します。（社会福祉協議会）
- ・子ども向けの福祉教育を充実させます。（社会福祉協議会）

基本方針3 ボランティア人材の発掘・育成

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・若い年齢層のメンバーが確保できておらず、高齢化も進んでいるため、継続的な活動に取り組めない。
- ・ボランティア活動へのなじみが薄く、理解を示す地域住民が少ない。

【重点的に取り組んでいること】

- ・小さな事業でも積極的に紹介し、ボランティア活動参加への心理的ハードルを下げられるよう取り組んでいる。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・気軽にボランティア活動を始められるような、雰囲気作りをしていきたい。
- ・各種ボランティアの活動者を育成し、活動を住民に周知できる場をつくりたい。
- ・ボランティア体験ができる機会の充実を図りたい。

現状と課題

団体アンケート・ヒアリングにおいては、地域におけるボランティア活動の担い手の不足や高齢化により活動への影響が出ています。地域活動を支えるボランティア人材の確保や新たに人材を育成していくため、ボランティア体験講座などボランティア活動へのきっかけづくりや広報・啓発活動が重要です。

また、地域のさまざまな知識や経験、技術を持った人を地域福祉活動に活かすことができるよう、各種団体と連携して地域人材の登録、活用ができる体制づくりが求められます。

住民・地域の取組み	
住民	・自分の知識や技術、趣味や経験を活かして、身近なことから始められる地域活動やボランティア活動に参加します。 ・自分の経験や能力を地域に伝え、後継者育成に努めます。
地域	・地域の活動を通じて人材育成を心がけます。 ・地域で活躍しているリーダーや役員に協力します。

行政・社会福祉協議会の取組み	
	・社会福祉協議会と連携し、住民や関係団体等へ情報提供を行います。 （福祉課・企画課） ・町民の豊かな知識や経験、技術を有する人材を登録し、その情報を地域活動に活かせる仕組みづくりを行います。（生涯学習課） ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座などを開催します。 （生涯学習課） ・地域活動や生涯学習を通じて、将来子どもたちが地域で活躍するリーダーになれるよう講座などを開催し、支援に取り組みます。 （生涯学習課・福祉課） ・ボランティアセンターの機能強化を図り、住民に身近なセンターを目指します。（社会福祉協議会） ・誰もがボランティア活動できる地域づくりを推進します。 （社会福祉協議会）

基本方針4 福祉を担う人材の育成

《団体アンケート・ヒアリングより》

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・住民の誰もが福祉を身近に感じられ、興味を持てる活動に取り組みたい。
- ・学校と地域をつなぐ、「学校・地域連携コーディネーター」のような人材を配置して欲しい。
- ・地域包括支援センターの講座や活動を周知するため、広報かんだに掲載して欲しい。
- ・ヘルパー養成講座などを開催して、就業につなげて欲しい。
- ・若い年代に対し広く福祉教育につながる啓発・啓蒙活動を実施したい。
- ・福祉について学びやすい環境を作りたい。

現状と課題

福祉を支えるためには、担い手となる人材の育成が大きな課題となっています。少子高齢化により、担い手の数も減少していくことは避けられず、また人員の固定化による負担の増加も問題となっています。

高齢者、障がい者、子育て世代など、誰もが自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が重要です。

担い手を確保していくためには、今の若い世代に福祉に対する問題意識を持ってもらうことが大切です。

団体アンケート・ヒアリングにおいては、今後取り組みたいこととして、これからを担う若い年代に対し、広く福祉教育につながる啓発・啓蒙などの活動の充実とともに、福祉について学びやすい環境づくりを求める意見が挙がっています。福祉を担う人材の発掘・育成をしていくためにも、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げることで、地域の抱える課題を知ってもらい、身近な福祉活動の参加へつながる取組みが必要です。

住民・地域の取組み	
住民	・社会福祉協議会や行政が開催する学習会等に参加します。 ・福祉に興味をもち、自分が地域で何ができるかを考えます。
地域	・地域住民へ、地域活動への参加を積極的に促します。 ・福祉団体等と連携し、健康づくりや介護予防、子育て支援等の講座を開催します。

行政・社会福祉協議会の取組み	
	・民生委員・児童委員の定員確保に努めます。（福祉課） ・つながり隊の活動を支援します。（福祉課） ・福祉に関する学習会等を開催し、新たな担い手の確保に努めます。（生涯学習課） ・福祉団体等が開催する学習会等を支援します。（福祉課） ・苅田町社会福祉法人連絡会（注3）に加入する法人の取組みを啓発します。（社会福祉協議会） ・苅田町社会福祉法人連絡会を通じて、福祉への理解を進め、多様な実践（福祉人材への確保など）につなげます。（社会福祉協議会）

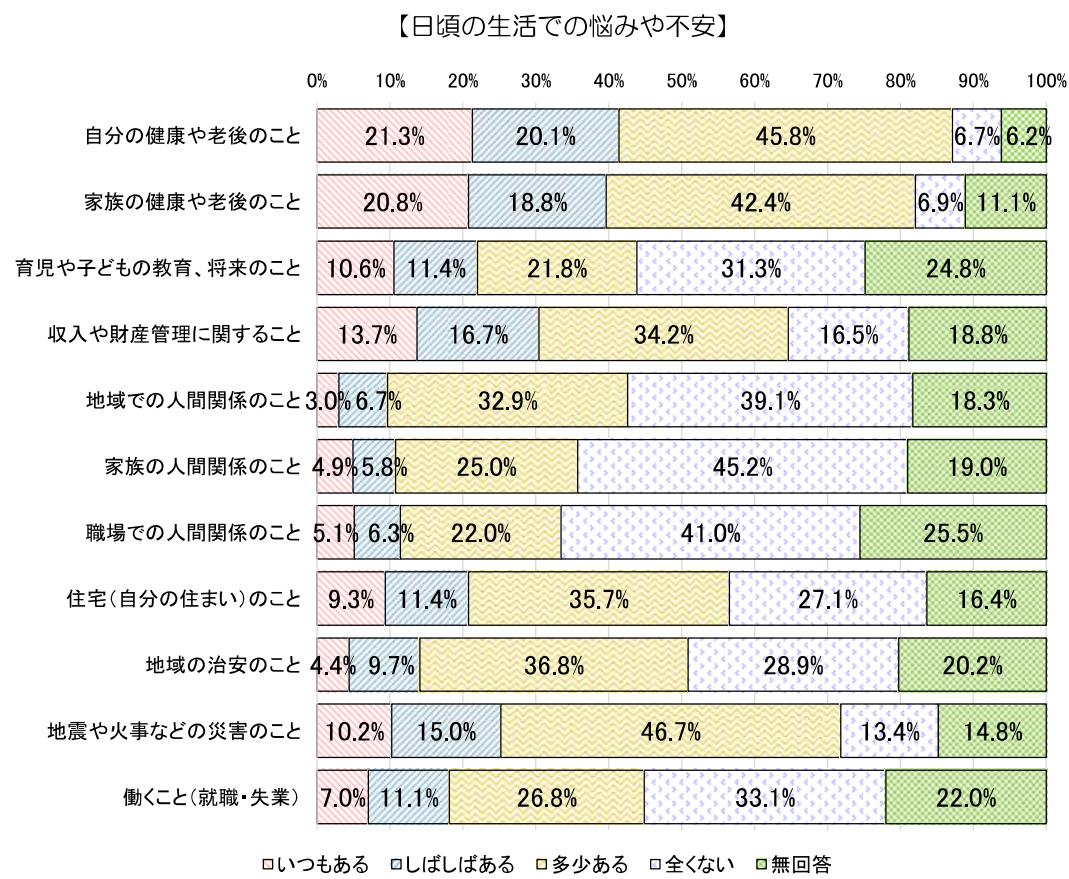
（注3）

「苅田町社会福祉法人連絡会」とは、「制度の狭間の問題」を含むさまざまな福祉ニーズに対応するための連絡会です。公益性と非営利性を備えた社会福祉法人は、地域における公益的な取組みの実施が責務化されています。社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では充分に対応できない方々への支援の必要性が高まっています。そのため、各社会福祉法人が専門分野の知識や経験を活かし連携しながら地域の福祉課題に対応しています。

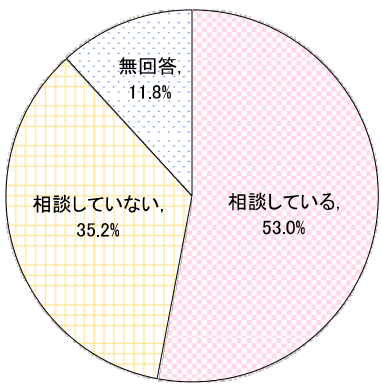
基本目標 3 課題解決のしくみづくり

基本方針 1 相談支援体制の充実

＜令和 4 年度住民アンケート（意識調査）より＞

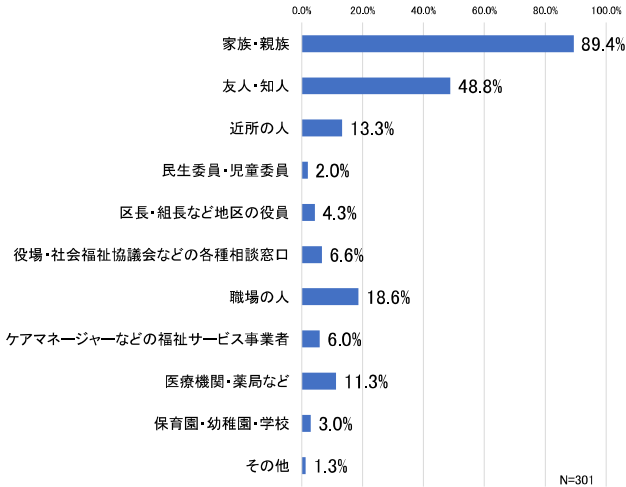


【くらしの困りごとの相談の有無】



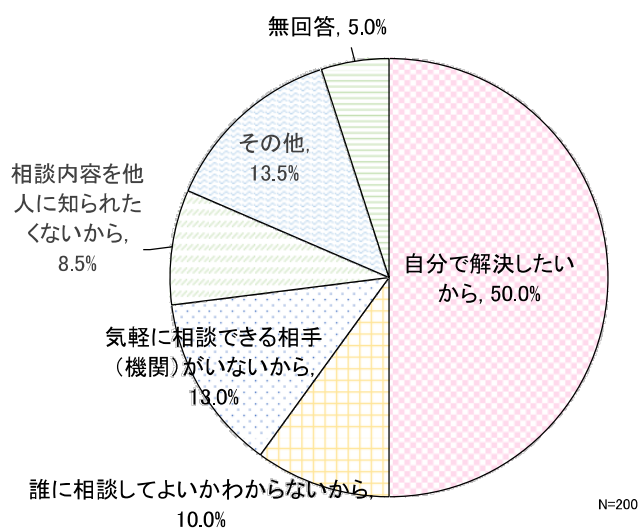
N=568

【困りごとを相談する人(場所)】

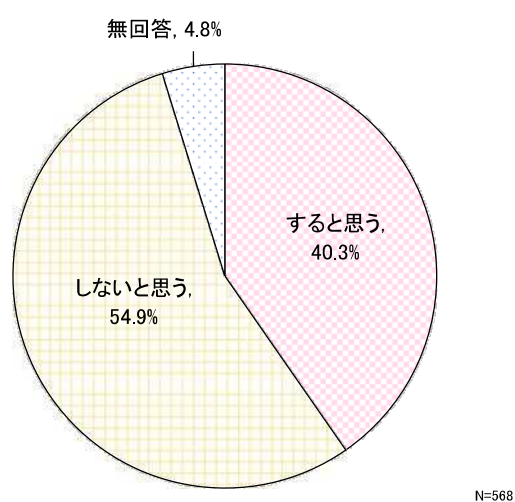


N=301

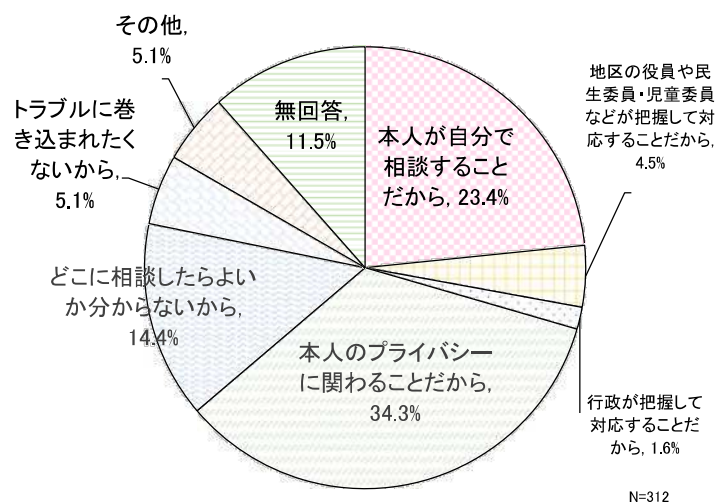
【困りごとを相談しない理由】



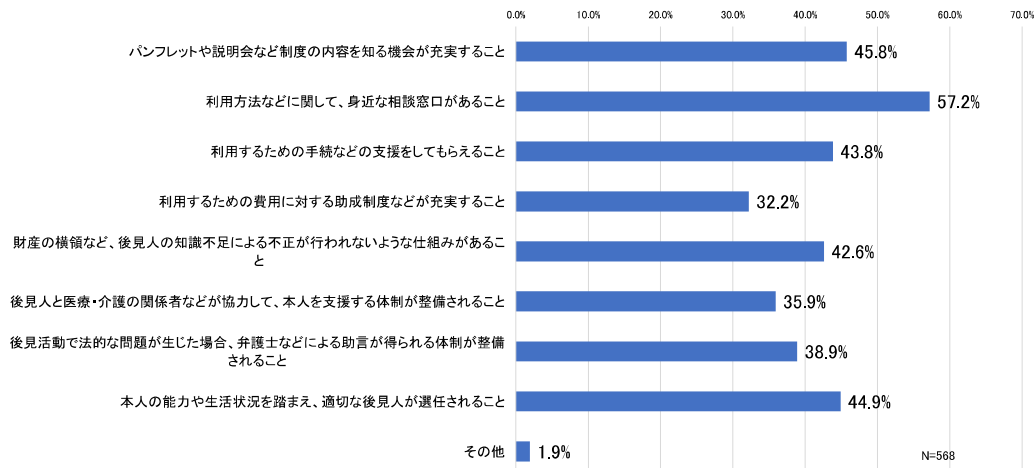
【他人の困りごとを支援機関に相談するか】



【他人の困りごとを相談しない理由】



【成年後見制度の利用促進のために必要だと思うこと】



《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・ 公的サービスを受けられない方の困りごとの解決が難しい。
- ・ 個人情報保護法などの縛りがあり地域とのつながりが難しい。
- ・ 困りごとを何でも相談できる場所が町内にない。
- ・ 地域包括支援センターの存在や役割の認識が浸透していない。

【重点的に取り組んでいること】

- ・ 民生委員との連携に取り組みたい。（地域包括支援センターの役割を周知、権利擁護・虐待、介護保険等の理解の促進）
- ・ 住民からの相談を、関係機関と情報共有しながら連携して解決に努めている。
- ・ 相談者への家庭訪問や家計改善支援、就労支援、また必要に応じ役場や関係機関へ同行し支援を行っている。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・ ボランティア団体及び行政と連携を深めたい。
- ・ 民生委員、自治会、社会福祉協議会、小地域福祉活動と情報共有し、協働して見守り活動を行うための体制を整備してほしい。
- ・ 困りごとを支える福祉から、困りごとの出ない地域福祉を目指したい。

現状と課題

少子高齢化、単身世帯の増加、家族のあり方の変化などで地域のつながりが希薄化し、福祉課題も一層複雑になり、複合的な課題を抱える世帯が増加しています。

その課題解決には、福祉分野だけでなく医療や保健、教育、権利擁護等といった個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

町では「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」を設置し対象者を限定することなく総合相談を行っており、行政・専門機関が連携・協働しながら包括的に相談者の課題解決に取り組んでいます。また、成年後見制度（注4）利用促進や成年後見に係る地域連携ネットワークの中核となる「行橋・京都成年後見センター」（以下「後見センター」という）を設置し、成年後見制度の啓発、相談などを行っています。

住民アンケートにおいては、【困りごとを相談する人（場所）】としては、「家族・親族」がおおよそ9割となっています。【日頃の生活での悩みや不安】を「相談していない」方は3割以上となっており、相談しない理由としては、「気軽に相談できる相手（機関）がないから」（13.0%）、「誰に相談してよいかわからないから」（10.0%）となっています。

団体アンケート・ヒアリングにおいても、困りごとの相談先がわからない、相談できるところがないなどの意見があり、相談機関が十分に周知されていないなどの課題があります。

成年後見制度の利用促進にあたり必要なことについては、約57%の方が「利用方法などに関して、身近な相談窓口があること」、約44%の方が「利用するための手続などの支援をしてもらえること」と回答しています。成年後見制度の利用を検討するにあたっての相談や申請などの初期段階での支援の必要性が明らかになりました。

このことから、相談機関の情報提供の充実を図るとともに、困りごとの解決は行政や関係機関に限らず地域での助け合いも必要となってくるため、さまざまな分野での相談や支援ができる仕組みづくりが求められます。

（注4）

「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するため、申立てによって家庭裁判所が本人を援助する成年後見人、保佐人、補助人を選任する制度です。特に、成年後見人は、後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりできる幅広い権限を持つため、本人の財産全体をきちんと管理して、日常生活に困らないように十分に配慮していく重要な役割を担います。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口等の情報を取得します。 ・身近に相談できる人をつくります。 ・問題を個人・家族で抱え込まず、積極的に相談します。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供します。 ・民生委員・児童委員などと協力し、日頃から地域のきずなをつくります。 ・支援を必要とする人を地域で見守り、必要に応じて関係機関に連絡・相談を行います。 |

行政・社会福祉協議会の取組み

- ・様々な媒体を活用して、地域住民へ相談機関の情報を提供します。（福祉課）
- ・相談等に対応するための体制の充実と職員の資質向上を図ります。（福祉課）
- ・複合的な課題で困窮している人等の相談に応じ、相談支援を行うと共に、関係機関と連携して就労支援や居住支援をなど、自立に向けた支援を行います。（福祉課）
- ・多様化・複雑化する生活課題に対応するため、包括的な支援体制の充実に努めます。（福祉課・子育て健康課・住民課・学校教育課）
- ・後見センターの運営に参画し、啓発、相談、連携、後見人支援など成年後見制度の利用促進を行います。（福祉課）
- ・身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人（注5）の育成に取り組みます。（福祉課・社会福祉協議会）
- ・生活困窮者等への支援を進めます。（社会福祉協議会）
- ・生活福祉資金貸付制度や食糧支援などの情報を周知します。（社会福祉協議会）
- ・相談者に寄り添い、困難事例にも対応できるような相談支援体制を構築します。（社会福祉協議会）

（注5）

「市民後見人」とは、成年後見人等の役割を担う、親族でもなく専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）でもない地域住民のことです。家庭裁判所や後見監督人の指揮を受けながら、地域住民が成年後見人等として、身近な立場で本人に寄り添い支援することを目的としています。

基本方針2 権利擁護の推進

1. 成年後見制度利用者数

	令和2年	令和3年	令和4年
任意（人）	0	0	1
補助（人）	3	3	2
保佐（人）	12	11	12
後見（人）	44	46	48
合計（人）	59	60	63

資料：福岡家庭裁判所（各年3月31日現在）

2. 日常生活自立支援事業利用者数（注6）

	令和2年	令和3年	令和4年
人数（人）	18	18	14
回数（回）	334	424	393

資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

（注6）

「日常生活自立支援事業」とは、高齢や障害などにより、適切な判断を行うことが困難な方が地域で安心して自立した生活を送ることが出来るよう、福祉サービスの利用等の援助や日常的な金銭の管理を個人と社会福祉協議会との契約において行っています。

《団体アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・若者や高齢者の消費者被害が増加している。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・不審者からの見守りや詐欺行為の防止に努めたい。
- ・電話での詐欺が頻繁に起きているので、情報を提供し注意喚起していきたい。

現状と課題

人は生まれながらにして、人間らしく生きることのできる様々な権利をもっています。しかし、年齢を重ねたり、障がいがあることなどで、自分で自分のことを決めることが難しい人も少なくありません。また、近年では、虐待といった人権侵害や尊厳を奪う行い等、不当な扱いを受けることも問題となっています。

誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの権利を守るための取組みが必要です。消費者相談では、ひとり暮らし高齢者等を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売、インターネットによる取引被害などその手口も複雑かつ巧妙化しており相談内容も多岐にわたっています。このため、相談窓口の強化や周知、消費者教育の推進、成年後見制度の利用による財産の保全など、安心して消費生活ができる環境をつくることが重要となっています。

住民・地域の取組み**住民**

- ・認知症や障がい者等への理解を深めます。
- ・人権に関する問題を正しく理解し、行動します。
- ・消費生活問題等の学習会に参加します。

地域

- ・高齢者や障がい者に対して、日ごろより見守りや声かけを行います。
- ・地域で人権等に関する学習会の場を充実します。

行政・社会福祉協議会の取組み

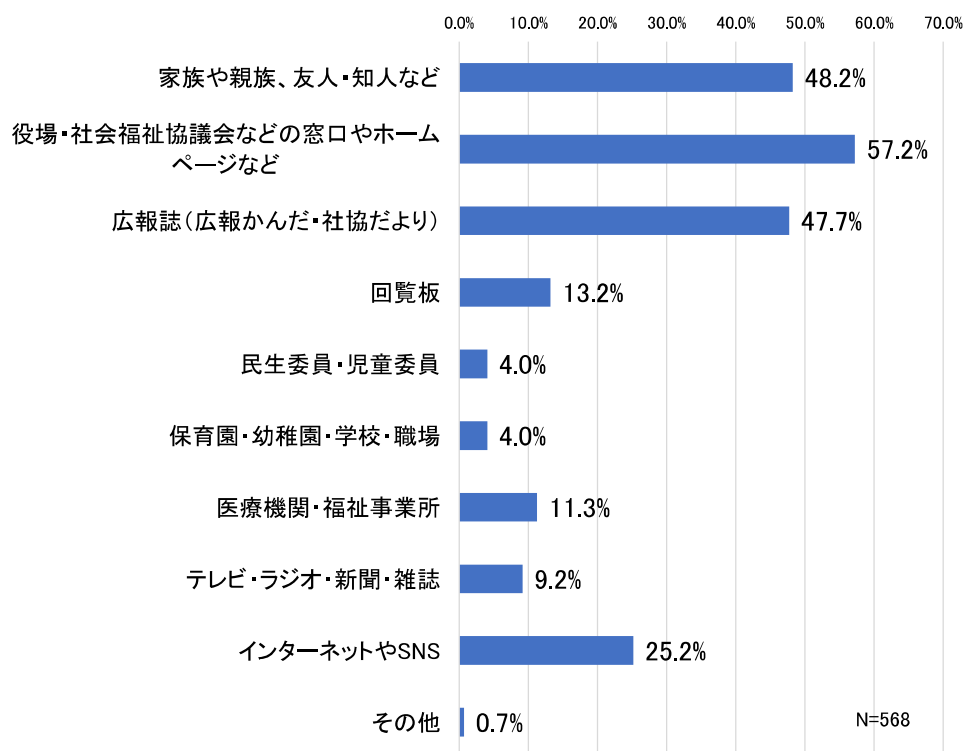
- ・悪徳商法などの被害防止のため相談窓口の周知や啓発を行います。また警察署、関係団体等との連携を強化します。（総務課危機管理室）
- ・消費生活問題等の学習会を地域で開催します。（総務課危機管理室）
- ・さまざまな機会を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組みます。（住民課）
- ・子どもや高齢者および障がいのある人への虐待、DV等の予防や早期発見・早期対応等に向けた取組みを推進します。（福祉課・子育て・健康課）
- ・配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、関係機関と連携して支援を行います。（住民課）
- ・町や後見センターが関係者と連携し、成年後見制度の周知・広報活動を行います。（福祉課）
- ・成年後見申立費用や成年後見人の報酬に関し、負担が困難な方に対する助成などを行います。（福祉課）

- 判断能力が十分でなく成年後見人等が必要な状況にあるが、本人や親族等が申し立てることが困難である場合、成年後見人等の申立てに関し、町長申立てなどの支援を行います。（福祉課）
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用まで切れ目のない支援を行います。（社会福祉協議会）
- 勉強会等の実施を通じて事業の理解を図り、関係機関と連携し、必要な人が利用できる仕組みづくりを図ります。（社会福祉協議会）
- 入院・入所・賃貸住宅への入居に当たっての支援・死後事務など、様々な支援を研究します。（社会福祉協議会）

基本方針3 福祉サービスの適切な情報提供

＜令和4年度住民アンケート（意識調査）より＞

【福祉サービスを利用する場合の情報の入手方法】



《アンケート・ヒアリングより》

【活動上の問題点や課題】

- ・利用可能な福祉サービスや事業の情報が少ない。
- ・福祉を必要とする課題を抱えた人に情報を届けることが難しい。

【今後取り組みたいこと、望むこと】

- ・各機関の窓口に来た相談の内容を広く共有して、福祉サービスを必要とする人に積極的に届けられるような情報ネットワークを作してほしい。

現状と課題

福祉サービスに関する情報は、広報かんだや社協だより、ホームページ、SNSなどを活用して発信しています。アンケート調査では、福祉サービスの情報の入手方法として、「役場、社会福祉協議会などの窓口やホームページなど」(57.2%)であり、次いで「家族や親族、友人・知人など」(48.2%)、「広報誌(広報かんだ・社協だより)」(47.7%)となっています。

今後も分かりやすい広報紙やホームページの作成に努めるとともに、効果的な広報の方法を検討していく必要があります。特に、高齢者や障がいのある人など、一人一人の状態に配慮した、適切で分かりやすい情報提供を行うことが大切です。地域での見守り活動をはじめ、ふれあいいきいきサロンや自治会の会合、行事などでの情報提供、また住民と直接交流することが多い民生委員・児童委員などを通じた地域での声掛けによる情報提供や、広報啓発活動などを行っていくことが必要です。

また、福祉サービス利用者や支援を必要とする人への適切な情報提供を行うには、利用者と関わる関係機関の情報共有や連携が必要です。高齢者に関する地域ケア推進会議や児童に関する要保護児童対策地域協議会では、関係機関が情報共有や連携をしながら、対象者の支援に繋がっています。包括的な支援体制の構築のため、今後も多機関での情報共有を行い、福祉サービス利用者や支援の必要な方へ適切な情報を伝えることで、サービス利用者の選択肢を広げていきます。成年後見制度の利用においても、後見開始後に後見人と支援関係者との連絡調整会議を設けることで、支援者の連携が図られ、被後見人の変化や支援の変更などについても、多機関で協働できるように努めます。

住民・地域の取組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ・「広報かんだ」や「社協だより」、町や社会福祉協議会のホームページなどに目を通し、町や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちます。 ・地域の情報が届きにくい人に対しては、ふだんからコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達します。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の提供手段として、回覧版の一層の活用を図ります。 ・地域で情報共有や意見交換を行える場をつくります。 |

行政・社会福祉協議会の取組み

- 民生委員・児童委員への情報提供や福祉課題に関する研修等へ支援します。
（福祉課）
- 交流の場や各種相談窓口の周知を充実します。（福祉課）
- 「広報かんだ」や町ホームページ等、既存の情報媒体の充実に努め、住民に寄り添った情報提供ができるよう取り組みます。（企画課）
- 福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応などの支援に参画するしくみ（協議会等）の設置を検討します。（福祉課）
- 被後見人の支援関係者および関係機関が参加する連絡調整会議を実施し、被後見人の状況や権利擁護に関する情報交換の場を提供します。（福祉課）

第6章 地域福祉活動計画（地区福祉計画）の総評

「第4次地域福祉活動計画（地区福祉計画）」策定以降の取組みについて、社会福祉協議会内部で自己評価を行い、その結果を推進管理機関である地域福祉推進委員会に報告を行いました。

1 苅田小学校区

活動目標

- ①明るい苅田小学校区をつくる
- ②安心安全な地域と暮らしを求める
- ③そこに行けば何でも気楽に話せる場所がある
- ④子どもの健全な育成と親子の絆を深める
- ⑤健康の定義（身体的・精神的・社会的に健全であること）を皆で理解しよう

苅田小学校区つながり隊 5年間の活動内容

●買い物支援と居場所づくりの取組み

苅田小学校区内の行政区に買い物と居場所づくりに関するアンケート調査を実施しました。「普段の買い物を不便と思っている人」の割合が、26.2%という結果になりました。また、居場所の内容については、健康体操や茶話会を望む声が多く上がりました。そのような住民の声を形にしようと、苅田小学校区つながり隊では、住民が主体となって進める買い物支援と居場所づくりの取組みを開始しました。

●みんなが集う 苅田にここに北広場 オープン！！

令和4年10月5日に買い物支援と居場所での交流を目的とした「みんなが集う 苅田にここに北広場」がオープンしました。毎月第1・3水曜日に北公民館で開催しています。買い物の商品は、スーパーASOさんにご協力いただき、販売しています。居場所では、来場された方へ無料でコーヒーやお茶を提供しており、ハッピーハンドによるセラピューティックケアや町内の事業所による健康体操の実施など、リフレッシュの場となっています。また、オープンイベントや記念イベントでは、町内の関係機関から協賛品をいただくなど、協働して地域を盛り上げています。



2 馬場小学校区

活動目標

- ①世代間交流を活性化させよう
- ②公民館や集会所等を活用して活性化を図ろう

馬場小学校区つながり隊 5年間の活動内容

●公民館や集会所で区同士の交流会

定例会の中で、各地区でどのような団体が活動しているか、どのようなイベントを開催しているかなどの情報交換を行いました。つながり隊のメンバー間でも「顔の見える関係づくりをしていこう!」ということで、各区の文化祭やもちつき大会にお互いに参加し、メンバー間でのつながりづくりを行いました。

●3区合同防災講座を開催!!

令和5年3月26日に初めての3区合同防災講座を開催しました。大人も子どもも参加できるように日曜日開催とし、大人向け講座と子ども向け講座を同時開催しました。

令和5年12月3日には第2回の3区合同防災講座を馬場小学校の体育館で開催しました。第2回は大人も子どもも一緒に参加できるように講座とスタンプラリーを実施しました。馬場小学校から全校生徒に案内チラシの配布をしてもらうなどの協力もあり、当日は親子連れから地域の高齢者まで幅広い世代の方からの参加がありました。



3 南原小学校区

活動目標

- ①地域の絆を作ろう
- ②安心できる地域を作ろう
- ③居場所を作り交流を深めよう
- ④地域で安心して子どもを育てられる関係をつくろう
- ⑤こころと体の健康づくりに取り組もう

南原小学校区つながり隊 5年間の活動内容

●毎月1回の定例会にて各区及び南原小学校との情報共有

定例会にて各区及び南原小学校との情報を共有する場となっており、各区の行事やふれあいいきいきサロンの内容を参考にし合うことや、区や小学校の困り事を相談する場となっています。

●レッツゴー見守り活動の実施

地域の安全を守ることや、子どもや高齢者を見守るなどを目的に、防犯帽子を被って見守り活動を行う取組みを継続して行っています。

●各種学習会の実施

定例会で話し合い、皆の「やってみたい、学びたい」内容を抽出し、学習会を開催。NHK 北九州に協力をいただき、VRを活用した防災学習会や苅田町歴史資料館学芸員の若松氏による歴史講座、また、総務課危機管理室の片桐氏による防犯学習会や認知症地域支援推進員による寸劇を交えた認知症学習会など、つながり隊メンバー以外の住民にも声掛けし、楽しく学べる学習会となりました。



4 与原小学校区

活動目標

- ①気軽な声かけ 楽しい人の輪
- ②互いに理解できる地域交流
- ③体験型地域交流の場をつくろう
- ④さそい合って参加しよう

与原小学校区つながり隊 5年間の活動内容

●人と人がつながる楽しいイベントの開催

校区内の交流を図ることを目的に、春・秋のウォーキング交流会やポッチャ交流会などの楽しいイベントを企画し、毎回 50 人～60 人の参加があります。ウォーキング交流会では、校区内をウォーキングすることで、「こんな近くにこんなものが…」というような新たな発見もあり、自分の住む地域をもっと好きになります。ポッチャ交流会では、自分の住む行政区以外の方とチームを組み、交流することができ、新たな出会いがあります。また、イベントを通して、交流はもちろんですが、体を動かすことによって、健康づくりにも一役買っており、楽しみながら健康づくりができます。

●興味のあることを学べる学習会の開催

悪質商法等の消費者被害を防ぐための講座や蒔田町の歴史について、防災に関する講座（ハザードマップの見方）を開催しました。特に、防災に関する講座では、参加者全員で段ボールベッドの組み立てを行い、楽しみながら災害に備えた取組みを体験しました。



5 片島小学校区

活動目標

- ①防災・防犯の意識づくりをしよう
- ②イベントで地域を盛り上げよう
- ③地域で子どもを育てる意識をもとう
- ④楽しみながら健康づくりをしよう

片島小校区つながり隊 5年間の活動内容

●推進会議による情報共有と防災・防犯の意識づくり

定期的に行う推進会議ではイベント開催の話し合いのほか、生活に関することや防災・防犯に関することなどについて情報共有を行い、地域住民の日々の暮らしに役立てています。

●片島の歴史再発見ツアーの開催

片島小学校区内の寺社を巡るウォーキングツアーを開催、片島の歴史や文化に触れ片島小学校区の魅力を再発見することができました。

●認知症学習会の開催

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう認知症学習会を開催し、認知症に関する知識を深めています。

●健康アプリを使ったウォーキングによる健康づくりへの取り組み

スマートフォン向けのアプリを利用して継続的な運動を行ない、楽しみながら健康づくりに取り組んでいます。

●世代交流農園での交流を目的とした楽しいイベント

サツマイモの苗植えと芋掘りを地域住民や育成会、消防団など多くの方たちの参加と協力で盛大に開催し、子どもから大人まで一緒に楽しめるイベントとなりました。



6 白川小学校区

活動目標

- ①多くの人の地域活動への参加を図り、人づくりを進め、誰でも気軽に声かけできる住みやすい地域を作ろう
- ②みんなが楽しく元気になる活動に参加し、健康が長続きする地域づくりをしよう！

白川小学校区つながり隊 5年間の活動内容

●SOS 声掛け搜索訓練

SOS 声掛け搜索訓練を実施し、認知症等に起因して徘徊されている方の搜索や発見時及び関わった際における声掛けの方法、発見時の連絡対応方法について共有しました。

認知症高齢者の特徴や心情面に合わせた適切な初期対応ができる様、地域包括支援センター職員からの説明後、数グループに分かれて搜索を開始し、搜索訓練を行う中でもメンバー間の交流や情報共有の機会にもなりました。搜索の際には地域住民にも声掛けし、活動の共有が図れています。

●定例会の開催

3 か月に 1 回定例会を開催し、白川小学校区の活動等についての相談を行っています。各活動内容についての打ち合わせの他、白川駐在所駐在員にも参加していただき、警察からの注意喚起事項や気を付けたい交通事故・詐欺等を防ぐための情報共有を図りました。また、「知ってトクする！認知症ミニトピック」と銘打って認知症関連の情報や、居場所づくりの一環として鋤崎区の民家を活用して、地域住民の交流できる場所を作れるよう、相談を行いました。定例会には社会福祉協議会を含めた 3 つの社会福祉法人が参加する機会もあり、住民と社会福祉法人の連携できる場にもなっています。



第7章 つながり隊目標（地区福祉計画）の展開

地区別の活動目標は、下記の通りです。

地区名	活動目標	ページ
苅田小学校区	①魅力のある居場所づくり ②買い物不便の解消を図る	79
馬場小学校区	①小学校と連携して地域を盛り上げよう ②世代間交流をしよう	80
南原小学校区	①安心・安全に生活できる地域をつくろう ②地域の絆をつくろう	81
与原小学校区	①校区内のつながりの和を築こう！ ②声をかけ合い みんながつながる活動づくり	82
片島小学校区	①スポーツで健康づくりをしよう ②地育でつながろう	83
白川小学校区	①多世代で地域みんなが盛り上がる活動を実施しよう！ ②誰もが安心して暮らせる地域を作ろう！	84

荻田小学校区つながり隊目標(地区福祉計画)

活動スローガン

か いものと
み ん なの居場所に
だ れでもおいで

活動目標

①魅力のある居場所づくり

つながり隊活動の周知を行い、いろんな世代が集う身近な居場所づくりを目指します。

②買い物不便の解消を図る

買い物に困っている方へのお手伝いや送迎の検討を行います。

～荻田小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

買い物支援とみんなの居場所
「みんなが集う荻田にここ北広場」は、
毎月第1・3水曜日の11:00～12:00
に北公民館で開催中！
無料でコーヒーやお茶も飲めますよ♪
是非、お越しください。私たちと一緒に
活動する仲間も募集中です！



馬場小学校区つながり隊目標(地区福祉計画)

活動スローガン

馬つぐんのチームワークで
地域の
場トンをつなげよう

活動目標

①小学校と連携して地域を盛り上げよう

馬場小学校と連携をして地域交流の活性化を図ります。

②世代間交流をしよう

子どもから高齢者まで繋がれる地域を目指します。

～馬場小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

小学校と連携を図って馬場小学校区を盛り上げていきたいと思っています。

活動に興味のある方は
一緒に活動しませんか？



南原小学校区つながり隊目標（地区福祉計画）

活動スローガン

み ンなで
な かよく
み らいに向かって
がん ば るぞ！

活動目標

①安心・安全に生活できる地域をつくろう

活動を通し、いざという時に助け合える地域ができます。

②地域の絆をつくろう

住民同士、日頃の交流やコミュニケーションを大切にし、地域の心地良い関係(絆)を作ります。

～南原小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

みんなおいでよ！
話そう！遊ぼう！学ぼう！



与原小学校区つながり隊目標(地区福祉計画)

活動スローガン

このまちに住みたいと
よばる校区にしよう

活動目標

- ①校区内のつながりの和を築こう！
つながり隊活動の理解と積極参加を促します。
- ②声をかけ合い みんながつながる活動づくり
幅広い世代が参加できる交流の場を創出します。

～与原小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

みんなで考えた、楽しく・
魅力あるイベント実施中！
まずは活動に参加して、
みんなでつながろう！



片島小学校区つながり隊目標（地区福祉計画）

活動スローガン

か たしまで
た のしく
し あわせな
ま いにちを

活動目標

①スポーツで健康づくりをしよう

片島校区の住民みんながスポーツを通して交流を図りながら、心身ともに健康であり続けることを目指します。

②地育でつながろう

地域の伝統や文化を大切にし、地域の資源を活用して子どもも大人も地域も、共に成長していくことを目指します。

～片島小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

片島校区内5地区がそれぞれ
培われた「風土・伝統」を継承しつつ
「誰もが安心して暮らせる」
片島校区が一体となるような活動
に取り組みます。



白川小学校区つながり隊目標(地区福祉計画)

活動スローガン

しらかわ
らしい
かつどうで
ワクワクしよう！

活動目標

①多世代で地域みんなが盛り上がる 活動を実施しよう！

- ・健康維持を図ります。
- ・世代を越えたつながりの輪を拡げます。

②誰もが安心して暮らせる地域を作ろう！

- ・SOS捜索声掛け訓練や、認知症、防災の学習会を定期的
に開催し、緊急時の対応が取れる様にします。
- ・医療・福祉事業所と連携し、交流を活性化します。

～白川小学校区つながり隊メンバーからのメッセージ～

地域で安心して住み続けるため、
世代を越えたつながりづくりを
目指します。



第8章 計画の推進方法

1 計画の普及啓発

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、福祉のまちづくりを推進するためには、住民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、町、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、自治会、老人クラブ、育成会そして住民が協働することが必要です。

このため、「広報かんだ」やパンフレット、ホームページ等の媒体を使い、計画の周知、浸透を図ります。

2 町と社会福祉協議会との連携

この計画は、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画（地区福祉計画）」を一体的に策定したものです。

そのため、この計画を推進するにあたっては、町と社会福祉協議会が緊密に連携を取りながら、地域に根ざした取組みを推進していくよう努めます。

3 計画の実践と進行管理

この計画は、地域福祉全般に関わる計画であり、推進に際しては、町の関係各部署や社会福祉協議会が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが重要です。

このため、町の関係各部署や社会福祉協議会の職員で構成する実務者会議において各部署における進行状況を把握し、保健、福祉関係者等で組織する地域福祉推進委員会の助言を受けながら進行していくよう努めます。

また、地区福祉計画の進行については、実務者会議で実施状況を確認し、地域活動のサポートを行います。

なお、計画期間の最終年度は、各計画の総括と新計画の作成期間とします。

第2部 自殺対策計画

第1章 計画策定の趣旨等

1 自殺対策計画の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を越える深刻な状態が続きました。国においては、自殺は個人だけでなく社会を対象とした対策が必要として、平成18年の自殺対策基本法の施行以降、さまざまな取組みを進めてきました。

その結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和2年には自殺者数において11年ぶりに前年を上回りました。

また、平成28年の自殺対策基本法の改正により、地方自治体においても自殺対策計画を定めることとされ、一層の社会全体での取組みが求められています。

苅田町においても、自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない苅田町」の実現を目指します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定します。

なお、国が示す「市町村自殺対策計画策定の手引」において、「自殺対策計画は、地域福祉計画等の他の計画の一部として策定することが可能」とされています。国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていること、苅田町の地域福祉計画が同じく令和6年度から令和10年度の5年間で計画期間とすること等を踏まえ、自殺対策計画を地域福祉計画の一部として一体的に策定することとします。

3 計画の数値目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」といいます。）を、平成27年の18.5と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを目標として定めました。

前回の計画では、苅田町では、人口規模が小さいため人口の増減及び自殺者の増減により自殺死亡率が大きく変動することから、数値目標を、平成27年との比較ではなく、平成24年から平成28年の自殺死亡率の平均16.7に対し、令和4年までの4年間で13.0%減少の14.5以下とすることを目指すこととしていました。

現状としては、令和元年から令和4年の自殺死亡率の平均は18.7と目標を達成できていません。

よって、引続き数値目標は、平成24年から平成28年の自殺死亡率の平均16.7に対し、令和10年までの5年間で30.0%減少の11.7以下とすることを目指すこととします。

	実績値		目標値
	平成24年～ 平成28年平均	平成31年～ 令和4年平均	令和6年～ 令和10年平均
自殺死亡率	16.7	18.7	11.7以下
平成24年～平成28年平均 との対比		112.0%	△30.0%

（参考）苅田町の自殺死亡率等の推移

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
自殺死亡率	8.0	21.4	13.4	32.1	18.7
自殺者数	3人	8人	5人	12人	7人

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 A7表」

第2章 苅田町の自殺の現状

本計画における町の自殺の統計については、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」及び一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」（注7）に基づいて記載しています。

国・県の統計については、厚生労働省の「人口動態統計」に基づいて記載しています。

（1）自殺者の状況

苅田町の年間自殺者数は、年により大きく増減があります。平成30年から令和4年までの5年間の平均は6.6人となっています。令和4年は全国・福岡県・苅田町の全てが増加しています。（表1）

また、自殺死亡率についても、令和4年は全国・福岡県・苅田町の全てが前年を超える値となっています。（表2）

（表1）自殺者数の推移

（単位：人）

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
全国	20,031	19,425	20,243	20,291	21,723	20,342
福岡県	805	756	826	847	890	824.8
苅田町	5	3	8	5	12	6.6

（表2）自殺死亡率の推移

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
全国	16.1	15.7	16.4	16.5	17.3	16.4
福岡県	16.0	15.0	16.3	16.8	17.4	16.3
苅田町	13.4	8.0	21.4	13.4	32.1	17.7

（表1）（表2）出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

（注7）

「地域自殺実態プロファイル」とは、国の指定調査研究機関である「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」が作成する、すべての自治体ごとに自殺の実態を分析した結果をまとめたものであり、一般には公開されていません。

(2) 地域自殺実態プロフィール

平成29年から令和3年の5年間における自殺の実態について、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール」により、苅田町において自殺で亡くなる人の多い属性（性別×年代別×職業の有無×同居人の有無）の上位5区分及び背景にある主な自殺の危機経路について示されています。

苅田町では、特に40～59歳男性の割合が高くなっています。また、60歳以上の割合も同様に高い割合を示しています。

(表3) 苅田町における高リスク対象群

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路の例※3
1位:男性40～59歳 有職同居	5人	20.0%	30.6	配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の 失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上 無職同居	3人	12.0%	25.5	失業(退職)→生活苦+介 護の悩み(疲れ)+身体疾 患→自殺
3位:男性20～39歳 有職同居	3人	12.0%	23.2	職場の人間関係/仕事の 悩み(ブラック企業)→パ ワハラ+過労→ うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳 無職同居	2人	8.0%	117.1	①【30代その他無職】ひ きこもり+家族間の不和 →孤立→自殺/ ②【20代学生】就職失敗 →将来悲観→うつ状態→ 自殺
5位:男性40～59歳 有職独居	2人	8.0%	34.9	配置転換(昇進/降格含 む)→過労+仕事の失敗 →うつ状態+アルコール 依存→自殺

出典：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

※1順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

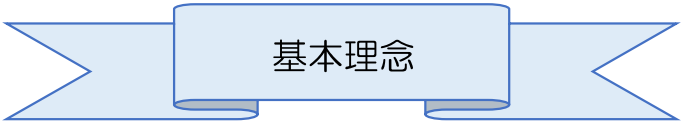
※2「自殺死亡率」の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターにて推計しました。

※3「背景にある主な自殺の危機経路の例」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもので、危機経路を典型的に例示しているものであり、苅田町の実際の危機経路ではありません。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

荻田町においても、「いのち支えあう荻田 ～誰も自殺に追い込まれることのない荻田町をめざして～」を基本理念とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。



基本理念

いのち支えあう荻田

～誰も自殺に追い込まれることのない荻田町をめざして～

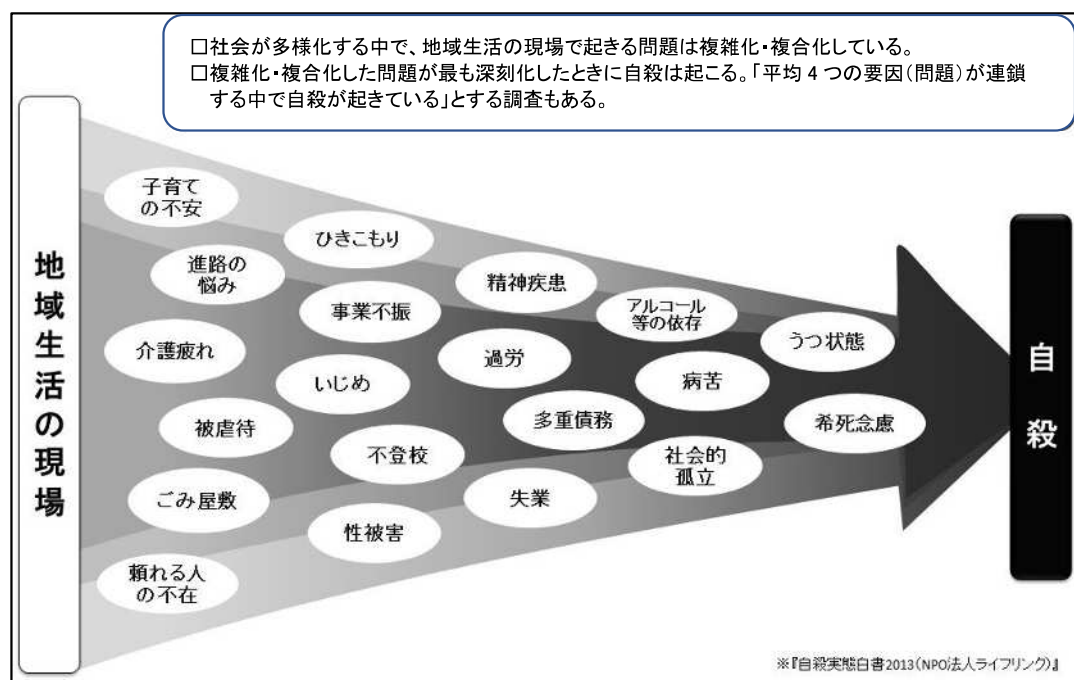
第4章 自殺対策の取組み

自殺に至る原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っていると言われています。自殺の原因を単独のものとして比較することは、自殺の実態について誤解を生じかねず適当とは言えません。

厚生労働省の資料による「自殺の危機要因イメージ図」（図1）では、自殺に至る要因としてのイメージを図示しています。直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、自殺に至るまでには、平均4つの要因（問題）が連鎖しているとも言われています。

このことを踏まえ、施策を展開していくことが必要となります。

（図1） 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



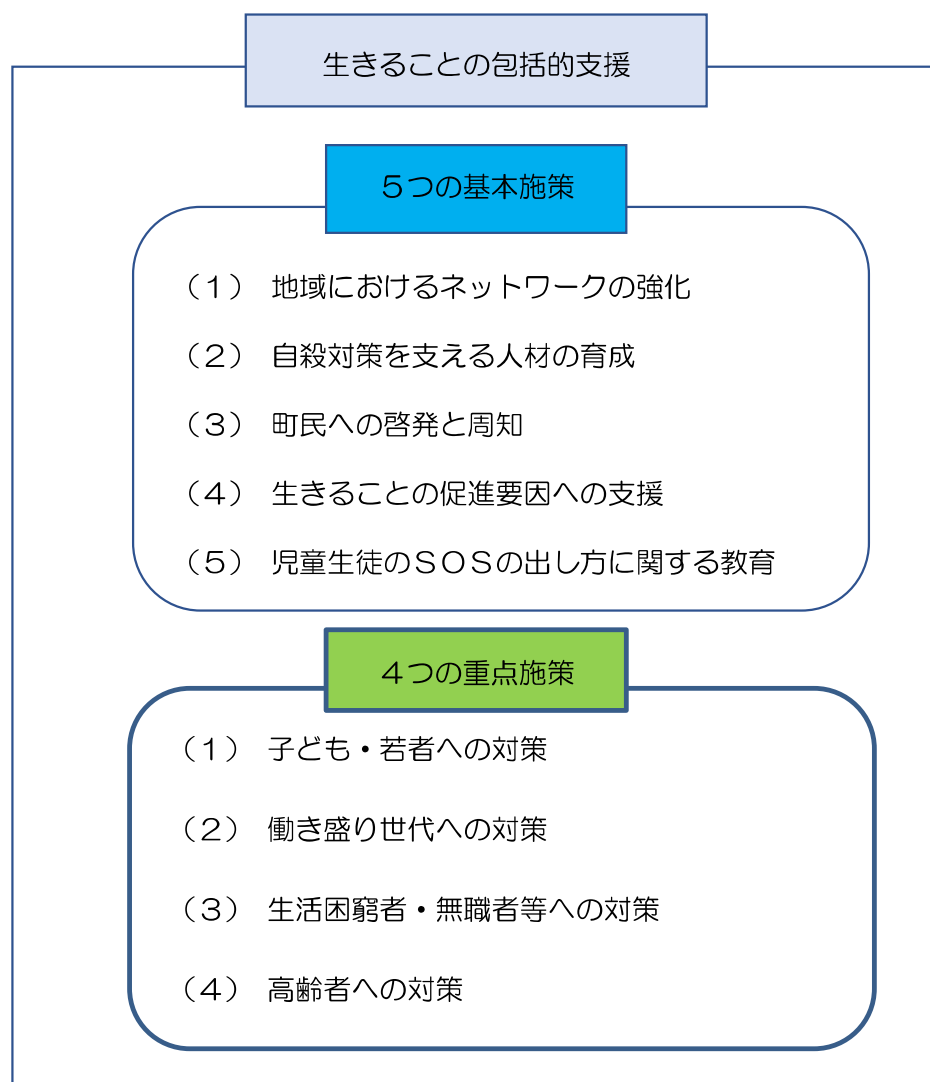
自殺の危機経路図（出典：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行））

1 取り組む5つの基本施策と4つの重点施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な取り組みとなります。

重点施策とは、地域自殺実態プロファイルの結果を基に、優先的に取り組むべき施策です。国の示した分類に従い、特に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「高齢者」に関わる自殺対策の推進について重点的に取り組みます。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」という基本認識のもと、「生きることの阻害要因」の軽減を図り、「生きることの促進要因」を増やす、これらの施策を効果的に実施することで生きることの包括的な支援を行っていきます。



2 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題、経済生活問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、様々な分野の施策を町民や組織が密接に連携して、包括的な取組みを実施する必要があります。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他、様々な関係機関と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
「刈田町自殺対策推進連絡会(仮称)」の設置	関係機関のネットワークの構築を目的に、地域における自殺に対する課題解決を図るため、保健、医療、福祉、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関との情報共有・情報交換を行います。	福祉課
自殺未遂者への支援体制の充実	自殺未遂者については、救急医療機関や警察、消防、保健所等との緊密な連携体制の下で、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	福祉課 消防本部 京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所 行 橋 警 察 署

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を進め、人材の資質向上を図ります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
町民向けゲートキーパー研修の開催	住民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、町民向けの養成講座を開催して地区レベルでの人材確保を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
関係団体向けゲートキーパー研修の開催	地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、区長、福祉関係団体等を対象とした研修会を開催し、人材確保を図ります。	福祉課
教職員向けゲートキーパー研修の開催	児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるための研修会を開催します。	福祉課 学校教育課
町職員向けゲートキーパー研修の開催	職員が庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、意識を高めるため、職員にゲートキーパー研修や養成講座の受講を促します。	総務課 福祉課

（３）町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

【主な取り組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
リーフレット・啓発グッズの作成と配布	相談窓口一覧や自殺予防と早期発見の啓発のためのリーフレット、啓発用品を作成し町の開催行事等の機会に合わせ啓発を行います。	福祉課
広報媒体を活用した啓発活動	町の広報誌やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）等に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	福祉課
図書センターでの「こころの健康図書コーナー」の開設	児童生徒や一般住民の利用者が多くなっている町立図書館において、自殺予防月間等の期間中に、こころの健康に関連する図書コーナーを開設して、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。	生涯学習課 図書館

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援や孤立を防ぐための居場所づくり、また、自殺未遂者や遺された人への支援など、それぞれの立場や状況に寄り添った支援を進めます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
生活における困りごと相談の充実	それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施
居場所づくりの推進	孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした孤立を防ぐための居場所づくりや生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくり等の対策を推進します。	福祉課 生涯学習課
遺された人への支援	遺された家族や周囲の人は、感情面や身体面、生活面などに様々な影響を受けることが多いといわれています。また、法的な手続きなどへの対応も行っていかなければなりません。そのため、福岡県精神保健福祉センター等と連携し、こころの相談支援や法律相談などの支援を行います。	福祉課 京築保健福祉環境事務所 福岡県精神保健福祉センター
アルコールやギャンブルへの依存に対する支援	アルコールへの依存やギャンブルへの依存は自殺のリスクを高める要因の一つとなります。このため依存からの回復を望む依存者がグループミーティングを通しお互いに支え合うピアサポートグループ（自助グループ）の活動を支援します。	福祉課 京築保健福祉環境事務所

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるＳＯＳの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため苅田町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育「ＳＯＳの出し方教育」を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【主な取り組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
ＳＯＳの出し方 教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課
教職員向けゲートキーパー研修の実施（再掲）	児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したＳＯＳのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	学校教育課
保護者向けＳＯＳの気づきの啓発	児童生徒の保護者に対し、子どもが出したＳＯＳのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための啓発パンフレットを作成し配布します。	学校教育課 福祉課
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課

3 4つの重点施策

地域自殺実態プロファイルに基づき、苅田町における自殺のハイリスク対象群である、「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「高齢者」に係る自殺対策の取組みを重点施策として取り組みます。

(1) 子ども・若者への対策

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、抱える悩みも多様であるため、ライフスタイルに応じた対応が必要です。

そのため、保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら支援を推進します。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
SOSの出し方 教育の実施（再掲）	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育相談を行います。	学校教育課
指導相談事業による 相談機能の充実	不登校やいじめ等の問題を抱える児童生徒や指導上特別な支援を必要とする児童生徒、その保護者が悩みや不安を早期に解消できるよう相談・支援体制の充実を図るとともに、長期休業明けの見守り活動を行います。	学校教育課
居場所づくりの 推進（若年層）	若年層が抱える様々な問題に対し、「北九州若者サポートステーション」（注8）や「福岡県ひきこもり地域支援センター」（注9）等の相談支援機関との連携を強化し、相談支援を通じ社会参加や就労等の推進を図ります。	福祉課

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
居場所づくりの 推進（小学生）	放課後児童対策として、小学校の施設を活用し、子どもたちが自主的な遊びや学習等を地域住民や学年を超えた交流の中で体験することができる放課後子どもひろば事業や、留守家庭等の小学生の健全育成事業（放課後児童クラブ事業）を実施します。	生涯学習課
居場所づくりの 推進（乳幼児）	地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点を設置し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子育て・健康課
若者への自殺予防啓発	町内高等学校生徒や専門学校等の学生を対象に専門家による自殺予防の研修会を開催し、ゲートキーパーの意義や相談窓口の周知を行い、自殺を未然に防ぐことのできる知識の習得及び意識の涵養を図ります。	福祉課
母子保健事業・ 子育て世代包括 支援センターを 通じた相談支援	妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの妊娠期からの母子保健事業を実施し、家庭訪問による保健指導や育児相談などを通じ、うつなどのリスクの高まりに注意し、初期支援につなげます。	子育て・健康課

（注8）

「北九州若者サポートステーション」とは、働くことに悩みを抱える若者に対し、専門相談や就労体験等を通じて就労支援を行う機関です。

（注9）

「福岡県ひきこもり地域支援センター」とは、ひきこもり状態にある本人や家族の相談と支援を行う機関です。

(2) 働き盛り世代への対策

就業修業者は、仕事の失敗、職場の人間関係など様々な問題をきっかけに、大きな不安を抱えている可能性があります。特に壮年期（働き盛り世代）における就業者は、生活困窮に陥ることの不安、将来に対する不安等、自殺のリスクを抱えている可能性があります。

事業所への啓発に加え、就業者の相談支援体制を整えるための取組み等を図る必要があります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
小規模事業所への啓発	労働者数50人未満の小規模事業所に、福岡産業保健総合支援センター（独立行政法人労働者健康安全機構）の実施する相談事業や、メンタルヘルスやゲートキーパーなどの研修事業の活用を促します。	福祉課 交通商工課 商工会議所
農業者・商業者等の自営業者への啓発	農業協同組合や商工会議所を通じ農業者や商業者などの自営業を営む方へリーフレット等の配布等による啓発を行います。	福祉課 農政課 交通商工課
うつや睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化	働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。リスクの早期発見を進めます。	福祉課 子育て・健康課

(3) 生活困窮者・無職者等への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
包括的な相談支援体制の充実	課題を抱える生活困窮者等に対する包括的な支援体制の充実を図るため、業務を通じて把握した生活問題等を抱える人に対し全庁的な支援に努めます。 特に把握する機会の多い、納税相談等から把握した生活問題について、関係課と連携した支援を行います。（税金、保育料、住宅使用料、水道料金、給食費等）	福祉課 税務課 上下水道課 子育て・健康課 都市計画課 学校教育課 全庁的に実施
関係機関と連携した相談支援	くらし、しごと、家計の困りごとを抱えている人に対し「困りごと相談室（福岡県自立相談支援事務所）」や貧困状態にある子や保護者の相談に一元的に対応する「子ども支援オフィス」との連携により、生活困窮等に対するアウトリーチ型の相談支援を行います。	福祉課 福岡県
医療費助成制度や就学援助制度の拡充	各種制度の実施を通して、医療費や教育費の負担の軽減を図ります。	各担当課
生活困窮者の把握と生活保護制度を利用した支援	生活困窮者の中には、誰にも相談できず抱え込んでしまうことがあります。民生委員・児童委員の活動の中で把握した方に対し、適切な生活保護制度の利用できるように支援します。	福祉課 京築保健福祉環境事務所

(4) 高齢者への対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立に陥りやすいことから、様々な背景や価値観に対応した支援が必要です。

このため、行政サービスや民間事業者のサービスを適切に活用し、生きることの包括的な支援としての施策の推進を図ります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
高齢者支援施策を通じた把握・相談支援の推進	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの相談業務を通して、高齢者本人やその家族を取り巻く状況を把握し、支援が必要と思われる場合には、それぞれの支援機関につなぐ役割を果たします。	福祉課 地域包括支援センター
居場所づくりの推進（高齢者）	高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出かけ、地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地域の集会所等で行われる「ふれあいいきいきサロン」等の居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげるよう対策を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
高齢者の生きがいづくりの推進	地域で活動している老人クラブやシルバー人材センターに対する活動支援のほか、生涯を通じ学習する機会の提供の場として、公民館講座や自主サークル活動を支援します。	福祉課 生涯学習課

4 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組み状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、その後の取組みについての協議を行います。

主な施策分野		指標の内容		現状値	目標値等
5つの基本施策	ネットワークの強化	刈田町自殺対策推進連絡会（仮称）の設置		未設置	設置
	人材の育成	関係団体向けゲートキーパー研修の開催数	区長連合会	未実施	年各1回以上
			民生委員・児童委員協議会	未実施	
	町民への啓発と周知	町広報紙での啓発		年2回以上	年2回以上
	生きることの促進要因への支援	遺された人への相談窓口等の広報		未実施	年1回以上
	SOSの出し方教育	教育相談の実施回数		全小中学校において月1回	継続実施
4つの重点施策	子ども・若者対策	若者への自殺予防研修会の開催		年1回	年1回継続的实施
	働き盛り世代対策	小規模事業者等への啓発		未実施	年1回
	生活困窮者・無職者等対策	関係機関と連携した相談支援		ケースに応じて適時実施	継続実施
	高齢者対策	地域包括支援センターによる相談件数		10,183件	11,000件

5 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は福祉課とします。

資料編

1 用語一覧

あ行

▼NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と言います。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

▼おたすけ虹の会

「ちょっと誰かに手伝ってもらえたら助かるけど…」といった高齢者や障がいがある方等に利用会員として登録していただき、掃除、食事の支度、草取りやゴミ出し等のお手伝いを協力会員が行っている有償のボランティア団体です。

か行

▼協議体

日々の暮らしの中にある様々な困り事や悩みを話し合いながら、意見やアイデアを出し合い、解決に向けて支え合いや助け合いを進めていく場のことです。

▼きょうだい会

兄弟・姉妹に、障がいのある人がいる人の事を「きょうだい」と呼び、同じ立場にある「きょうだい」同士が集い、胸の内に抱える不安や悩みを共有したり、心の負担の軽減を図る事を目的に設立された会です。

▼権利擁護

市民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとするものを意味します。

さ行

▼支え合い会議

小地域福祉活動による見守りで、一人暮らし高齢者等が、「体調を崩していないか」「地域から孤立していないか」等を把握する中で、支援が必要な人がいたら、その方の情報を関係者間で共有し、福祉問題の早期解決を目指す事を目的に開催しています。

▼小地域福祉活動

行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような福祉の力を一緒に作りあげていこうとする活動です。

▼生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保などの資源開発や、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワークの構築および、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなどを行います。

▼生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを活かしながら、地域の互助を高め、支え合い活動が活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

た行

▼つながり隊(協議体)

地域住民が主体となり、地域の支え合いを発展させ、地域づくりを進める話し合いの「場」の事です。自分たちの地域がどうすれば安心して住み続けられる地域になるかについて、10年先、20年先を見据えた地域づくりを考えて行きます。

な行

▼認知症カフェ

認知症の人とその家族や地域住民が集い交流する事で、認知症の人とその家族が住みなれた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活ができるよう、また、地域住民の認知症に対する正しい理解を深める事を目的に開催されています。

▼認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行い、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

認知症サポーターに期待されることは、下記の4つがあります。

- 1.認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
- 2.認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
- 3.近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
- 4.地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。

は行

▼バリアフリー

障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことを意味します。

▼避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、とくに避難時に支援が必要な人を、避難行動要支援者といいます。改正災害対策基本法に基づき、国は市区町村に避難行動要支援者の名簿づくりを義務づけ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画をつくるよう求めています。

▼福祉教育

福祉教育とは、社会福祉問題についての学習や、高齢者や障がい者等との交流の機会を通じ、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域で暮らす一人として何ができるのかを考え、行動するための力を育む教育の事です。

▼ふれあいいきいきサロン

小地域福祉活動のひとつで、家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者・子育て中の親たちが、地域の公民館に集い、ふれあいの機会を作る事により、孤立感・孤独感の解消を図ると共に、助け合いや支え合いの気持ちを育む活動です。

▼ブラック企業

「ブラック企業」とは、一般的な特徴として、劣悪な環境での労働を強いて改善しない体質を持ち、労働法に違反するような働き方を強制する企業のことです。

ま行

▼民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

2 地域福祉推進委員会名簿

番号	選 出 区 分	団 体 名 等	氏 名	備考
1	保健・福祉関係者	苅田町障害者団体連絡会	片 山 麒 一 郎	
2		苅田町老人クラブ連合会	八 並 智 由	
3		苅田町民生委員・児童委員協議会	高 城 義 行	副委員長
4		苅田町民生委員・児童委員協議会	高 村 保 六	
5		京都保護司会苅田分区	高 橋 恭 三	
6		苅田町保育所連盟	塩 塚 利 克	
7		苅田町社会福祉協議会	古 賀 靖 教	
8		苅田町介護支援専門員連絡協議会	石 濱 尚 美	
9	教育関係者	苅田第一幼稚園	和 田 誠	
10	学識経験者	福岡県立大学	村 山 浩 一 郎	委員長
11		苅田町区長連合会	川 上 浩 二	
12		苅田町区長連合会	西 村 憲 明	
13	関係行政機関	京築保健福祉環境事務所	福 江 智 子	
14	町長が必要と認めるもの	おたすけ虹の会	板 倉 孝 志	
15		NPO法人くらしサポートこらぼ	九十九 真知子	

(令和6年3月31日策定時名簿)

3 計画策定の経過状況

日 付	項 目	内 容
令和4年11月 4日	令和4年度 地域福祉推進委員会	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に伴う 「住民アンケート調査について」
// 12月 6日 ～ 12月20日	住民アンケート実施	町内にお住まいの18歳以上の方から無作為で 2,000人に実施
令和5年 2月14日	地域福祉計画実務者会議	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
// 4月24日	令和5年度 地域福祉推進委員会（第1回）	地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について 住民アンケート結果について 団体アンケート・ヒアリングの実施について ワークショップの実施について
// 5月 8日 ～ 6月16日	団体アンケート・ヒアリング 実施	町内119団体にアンケート、ヒアリング実施 （アンケート96団体、ヒアリング23団体）
// 6月16日	模擬ワークショップ	役場、社会福祉協議会、地域包括支援センター 職員対象
// 6月24日	ワークショップ1日目 （苅田、南原、与原）	テーマ ①受援力を高めよう！②支援力を高めよう！ ③こんな活動ができればいいな
// 7月 8日	ワークショップ2日目 （苅田、南原、与原）	テーマ ①地域を取り巻く福祉課題を検討してみよう ～ヤングケアラーについて考える～ ②地域のつながりについて考えよう
// 7月15日	ワークショップ （馬場、片島、白川）	テーマ ①受援力を高めよう！②支援力を高めよう！ ③地域の未来を考えよう
// 7月25日	令和5年度 地域福祉推進委員会（第2回）	団体アンケート・ヒアリングの結果について ワークショップの報告について 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系について
// 9月13日 11月 2日 11月 8日	与原小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	

日 付	項 目	内 容
// 9月21日 10月19日 11月16日	片島小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	
// 10月12日 11月 7日 12月 5日 12月22日	苅田小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	
// 10月17日 11月14日 12月13日	南原小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	
// 10月19日 11月21日	馬場小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	
// 10月30日	令和5年度 地域福祉推進委員会（第3回）	地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について 地区福祉計画について
// 12月 2日 令和6年 1月27日	白川小学校区つながり隊目標 作成（地区福祉計画）	
令和6年 1月29日	令和5年度 地域福祉推進委員会（第4回）	地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について パブリックコメントについて
令和6年 3月10日	苅田町住民フォーラム	つながり隊目標（地区福祉計画）発表
令和6年 3月21日	令和5年度 地域福祉推進委員会（第5回）	地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について 諮問に対する答申案について
令和6年 3月28日	地域福祉計画答申	

第3次苅田町地域福祉計画
第5次苅田町地域福祉活動計画

発行：令和6年3月

発行者：苅田町 福祉課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1

TEL：093-434-1039（直通） FAX：093-435-0023

苅田町社会福祉協議会

〒800-0314 福岡県京都郡苅田町幸町6番地91
（パンジープラザ内）

TEL：093-434-3641 FAX：093-434-4343

